

# 個人情報保護法の概要

---

令和8年2月

個人情報保護委員会事務局

# 目次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 個人情報保護法とは          | 2   |
| 2. 個人情報保護法の対象となる情報    | 14  |
| 3. 行政機関等に適用される規律      | 26  |
| ①保有・取得に関するルール         | 32  |
| ②保管・管理に関するルール         | 35  |
| ③利用・提供に関するルール         | 58  |
| ④開示請求等への対応に関するルール     | 77  |
| ⑤通知・公表等に関するルール        | 100 |
| ⑥行政機関等匿名加工情報に関するルール   | 104 |
| ⑦地方公共団体におけるその他の留意点    | 109 |
| 4. 民間部門に適用される規律       | 111 |
| 5. 個人情報保護委員会による監視・監督等 | 131 |
| 6. 個人情報の適正な取扱いについて    | 135 |

# 1. 個人情報保護法とは

---

# 1-1. 個人情報保護法の目的・概要

○「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律。

○我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国及び地方公共団体の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。

○また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定める。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
（目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 法の構成

第1章 総則  
第2章 国及び地方公共団体の責務等  
第3章 個人情報の保護に関する施策等  
第4章 個人情報取扱事業者等の義務等  
第5章 行政機関等の義務等

第6章 個人情報保護委員会  
第7章 雑則  
第8章 罰則

# 1-2. 個人情報保護法の基本理念

## ■ 個人情報保護法（平成15年法律第57号）（抄）

（基本理念）

第3条 **個人情報**は、**個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの**であることに鑑み、その**適正な取扱い**が図られなければならない。

## ■ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定、令和4年4月1日一部変更）（抄）

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(2) 法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、**個人情報**が**プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するもの**であり、**個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべき**ことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、**このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを**図らなければならないとの**基本理念**を示している。

**行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体**（以下「各主体」という。）においては、この**基本理念を十分に踏まえる**とともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、**法の目的【プライバシーの保護を含む個人の権利利益の保護】を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要**がある。

①個人情報の保護と有用性への配慮

②法の正しい理解を促進するための取組

③各主体の自律的な取組と連携・協力

④データガバナンス体制の構築

⑤個人におけるデータリテラシーの向上

**日本国憲法（昭和21年憲法）（抄）**

**第13条** **すべて国民は、個人として尊重される**。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

# 1-3. 個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則

(令和4年5月25日個人情報保護委員会 (<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>) )

- 「**個人情報の保護に関する基本方針**」も踏まえ、**各府省等の国の行政機関が、公的部門及び民間部門の各主体による個人情報等の取扱いに関する政策**（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）を**企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すもの**。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の**7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに関する政策の企画立案・実施に取り組むことが期待**。

## 1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- 政策目的を明確にした上で、政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否かを検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である。特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合は、より慎重に取り組むことが重要。

## 2. 個人情報等の取扱いに関する適法性

- 上記1の政策目的を実現するため、個人情報等の取扱いに関し、各主体を広く対象とし、共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いに関し、政策分野に特有の事情（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等。以下同じ。）に照らして、個人情報保護法上の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要。
- なお、既存の法令等を根拠とする場合については、当該法令等の制定当時における経緯等の背景、目的及び規定等を踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- いずれにしても、基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たり、取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護が確保されることが重要。

## 3. 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- 個人情報等の利用目的は、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであり、できる限り特定することが必要。
- 個人情報等の取扱いに関する政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的の実現のために取扱いが必要となる個人情報等について、利用目的が政策目的と関連するものであるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- 個人情報等について、違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施することが必要。

## 4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- 一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定し、同法に規定する用語及びその定義に則り、これを明確化することが重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による規律の適用が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

## 5.個人情報等の取扱いの安全性

- 上記4を踏まえ、個人情報等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況(取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。)、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な安全管理措置(組織的・人的・物理的・技術的な措置及び外的環境の把握、サイバーセキュリティ対策等)を検討した上で取り組むことが重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する個人情報保護委員会から権限の委任や、新規立法含め他法令等に基づく措置が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

## 6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- 上記取組の実効性を高めつつ、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上するため、個人情報等に係る本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人に寄り添った取組が重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による対応が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

## 7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- 事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、全体を通じて計画的にプライバシー保護を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要。
- 透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たすため、プライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンス体制の構築が重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、認定個人情報保護団体制度の活用や、新規立法含め他法令等による体制が必要であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。

【参考】個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス

([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2505\\_kihongensoku\\_guidance.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2505_kihongensoku_guidance.pdf))

※各府省等の担当者が「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則（令和4年5月25日個人情報保護委員会）に沿った企画立案を円滑に実施することができるよう、基本原則の各原則の意味するところや企画立案に当たり留意すべき点に関する具体例を交えた解説、これらを理解するための前提としての民間規律と公的規律の違い等をまとめたもの

# 1-4. 個人情報保護法の成立と改正経緯

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

## 1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※ 制定

※ 電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など  
※ 個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

## 1988年（昭和63年） 行政機関電算機個人情報保護法※ 成立 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

## 2003年（平成15年） 個人情報保護法等※ 成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

## 2014年（平成26年） 特定個人情報保護委員会 設置

## 2015年（平成27年） 個人情報保護法 改正 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

## 2016年（平成28年） 個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）

## 2016年（平成28年） 行政機関個人情報保護法等 改正※ 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごとに見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

## 2020年（令和2年） 個人情報保護法 改正※ 3年ごとに見直し規定に基づく初の改正 2022年（令和4年）4月全面施行

令和2年改正法

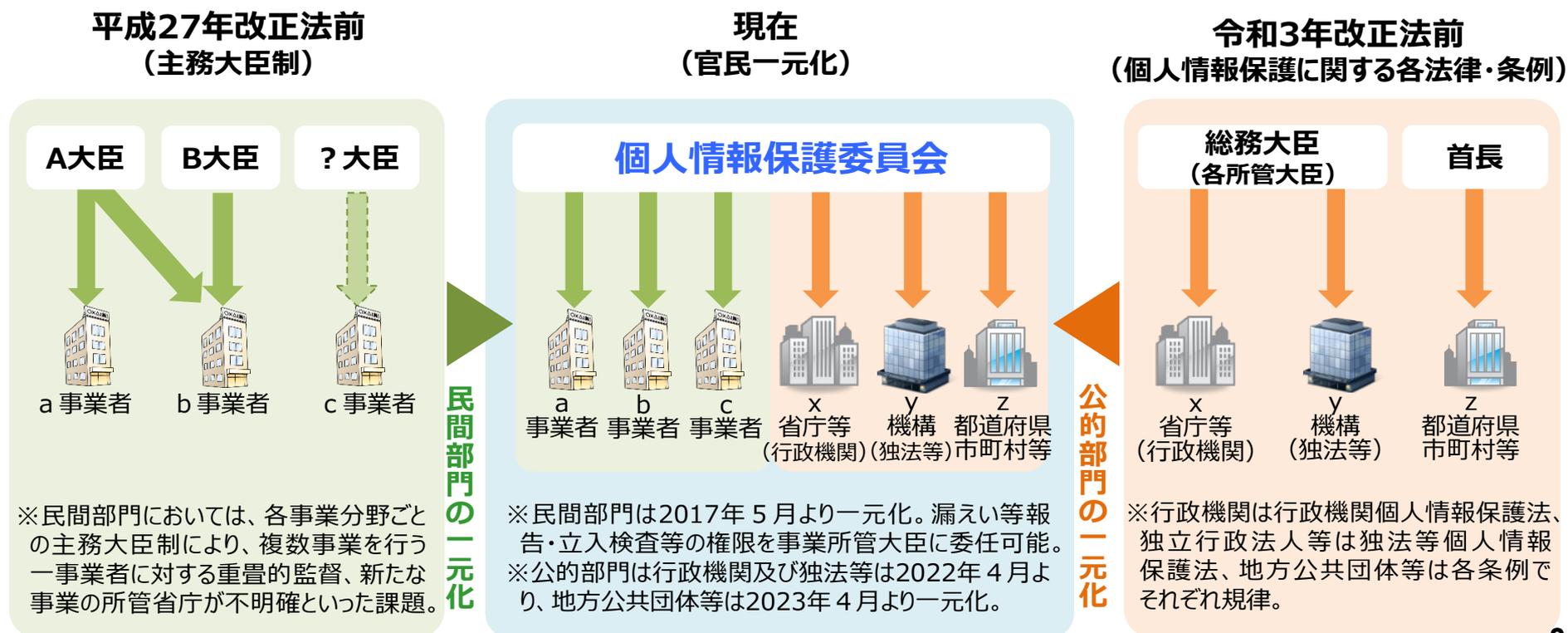
## 2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化※ 2022年（令和4年）4月一部施行 2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

# 1-5. 個人情報保護制度の官民一元化

- 平成26年1月より、特定個人情報保護委員会として、マイナンバー制度における公的部門及び民間部門の監視・監督等を実施。
- 平成27年改正法（2017年5月全面施行）により、個人情報保護委員会へ発展的に改組し、個人情報保護制度における民間部門について、事業者の監督権限等が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化。
- 令和3年改正法（2022年4月一部施行、2023年4月全面施行）により、個人情報保護制度における公的部門について、総務省及び各地方公共団体から個人情報保護委員会に一元化。



# 1-6-1. 令和3年改正法の概要①：背景

1. 新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。

⇒ 個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視・監督する体制の確立が必要。

2. デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を越えたデータ利活用が活発化。

⇒ データ利活用の支障となり得る法制の不均衡・不整合を是正する必要。

<不均衡・不整合の例>

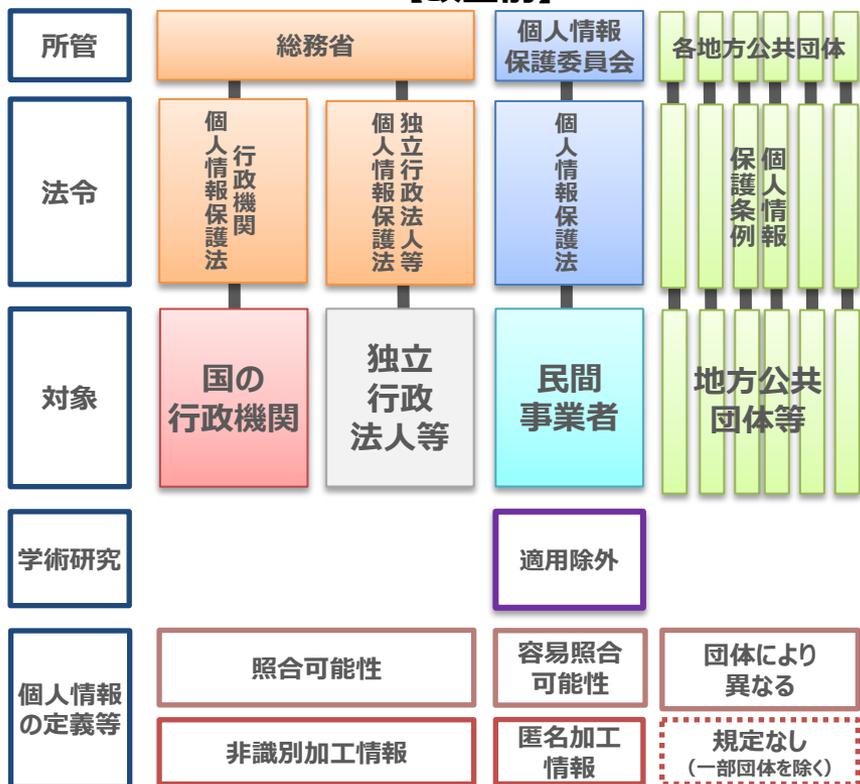
- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

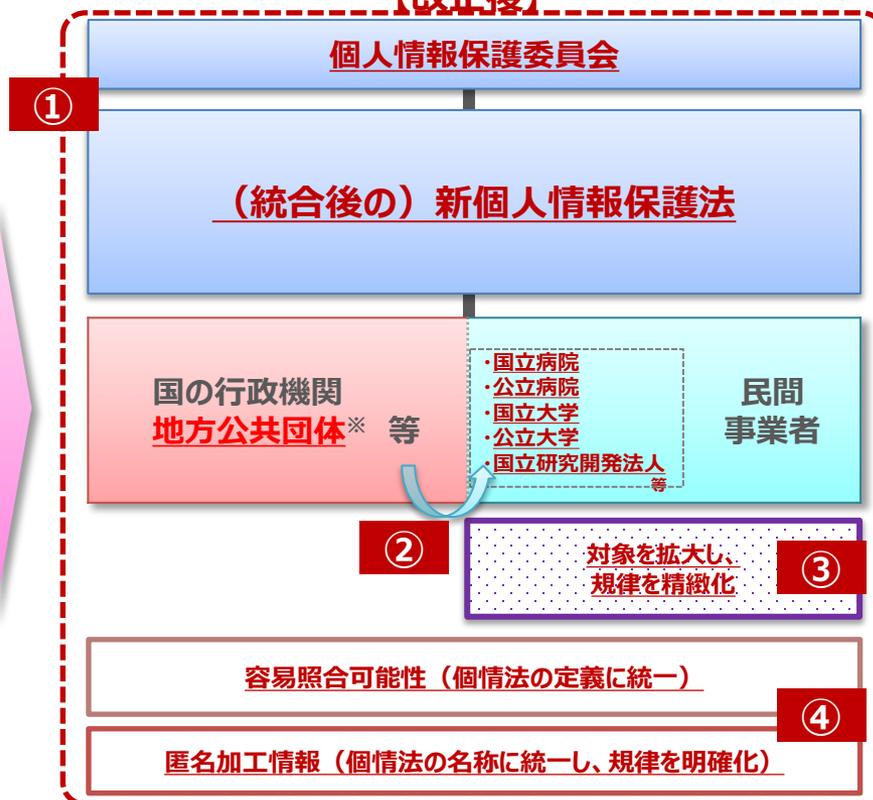
# 1-6-2. 令和3年改正法の概要②：全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【改正前】



【改正後】



\* 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

# 1-7.個人情報保護法における民間規律と公的規律の考え方

## 民間規律

### (1) 個人データに着目した規律

- ✓ 「個人情報データベース等」による個人データの取扱いの危険性に着目し、それを事業の用に供している**個人情報取扱事業者に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律**。

### (2) 本人の関与による適正な取扱いの確保

- ✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受けつつ、適正な取扱いの実現を期待するという当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

- (※) ● 取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。  
● 第三者提供に関するルール：**第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。**  
● 公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

## 公的規律

### (1) 保有個人情報に着目した規律

- ✓ 行政機関等の保有する個人情報は、**公的信用を背景に収集されるもの、取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、秘匿性が高いものが多いといった特質があり、散在情報を含む「保有個人情報」をその規律の対象**としている。

### (2) 法律に基づく行政による適正な取扱いの確保

- ✓ 行政機関等自身のガバナンスにより法律に定める義務の適切な履行が期待される点は個人情報取扱事業者と同様。他方、上記の特質や行政目的達成への支障を踏まえ、**必ずしも本人同意に依拠せず、法律による行政の下、法令に定める所掌事務又は業務の遂行に必要かどうか（※）を重視**する構造。

- (※) ● 保有に関するルール：保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用目的をできる限り特定。  
● 利用・提供に関するルール：利用目的のための利用・提供（本人同意なし）が原則。例外として、本人同意や相当の理由・特別の理由等による利用・提供。  
● 開示請求等への対応に関するルール：開示・訂正・利用停止等の請求への対応。個人情報ファイル簿の作成・公表。

# 1-8. 個人情報保護法制の全体イメージ

## 憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

## 個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

### 個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

#### 個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

#### ガイドライン

Q&A

#### 民間部門 [一般法]

#### 個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

#### 個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関(国)・独立行政法人等・  
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

#### ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

#### 公的部門 [一般法]

注1 **金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等の遵守も必要。

注2 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール(**個人情報保護指針**)を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部の法人又は業務については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、**個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律**については、公的部門の規律が適用される。

注4 EU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

注5 個人番号(マイナンバー)や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。

# 1-9. 個人情報保護法制におけるガイドライン等

個人情報保護委員会では民間部門・公的部門に分けて各種ガイドラインを作成しており、個人情報保護委員会ホームページにて掲載しております。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>（個人情報保護委員会HP）

## 【民間部門】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A

## 【公的部門】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

※ なお、各自治体が制定する個人情報保護法施行条例の届出内容についても個人情報保護委員会ホームページにおいて公表しております。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/joureitodokede/>（個人情報保護委員会HP）

## **2. 個人情報保護法の対象となる情報**

---

## 2-1-1. 個人情報

### 個人情報（法第2条第1項）

「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により**特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**
- 二 **個人識別符号が含まれるもの**

## 2-1-2. 個人情報 の 具体例

○以下の情報は、個人情報に該当すると考えられる。

### 【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例5) 特定の個人を識別することができるメールアドレス

(kojin\_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)

事例6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

事例7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

## 2-1-3. 個人情報 (法第2条第1項関係)

### ① 生存する

個人情報の範囲に死者に関する情報は含まれない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。

【生存する個人を本人とする個人情報に該当する場合】

(例) 亡くなったAさんは、生存するBさんの父であるという情報  
(= 生存するBさんの父は、亡くなったAさんである)



亡くなったAさんに関する情報が同時にBさん本人に関する情報でもあるので  
Bさんを本人とする個人情報に該当する。



Aさん (死亡)

亡くなったAさんは  
Bさんの父である。



Bさん (生存)



## 2-1-4. 個人情報 (法第2条第1項関係)

### ②個人に関する情報

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限らず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

【「個人情報」に該当しない情報】

- 法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない。(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。)



法人等の団体に関する情報



役員、従業員等に関する情報

## 2-1-5. 個人情報 (法第2条第1項関係)

### ③ 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるもの

「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

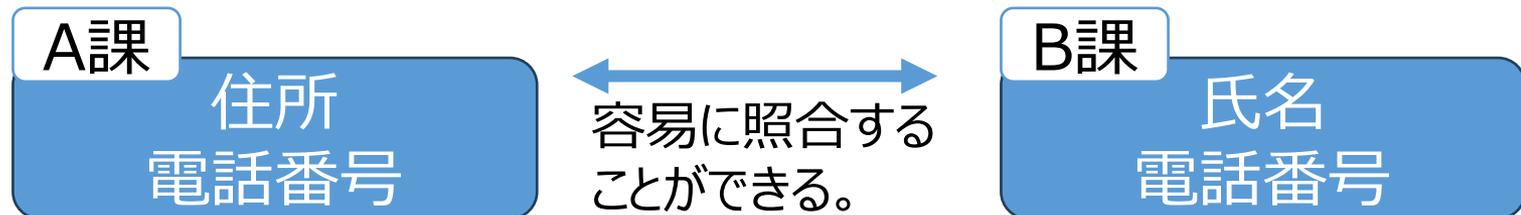
(例) 【A課】 住所と電話番号を保有

(※A課の情報だけでは、特定の個人を識別することができない場合)

【B課】 氏名と電話番号を保有



A課とB課の情報を容易に照合することができ、特定の個人を識別できる場合には、A課が保有している情報も個人情報に該当する。



## 2-2. 「個人識別符号」 (法第2条第2項関係)

○「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

① 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

○「個人識別符号」に該当するものは、その情報単体でも個人情報に該当する。

### (参考) 個人識別符号に関する政令・規則の内容

① 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

→ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒ 公的な番号

→ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険者・被保険者番号等

(例)



など

## 2-3. 「要配慮個人情報」 (法第2条第3項関係)

○「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

1. **人種**： 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
2. **信条**： 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
3. **社会的身分**： ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
4. **病歴**： 病気に罹患した経歴
5. **犯罪の経歴**： 前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
6. **犯罪により害を被った事実**： 犯罪の被害を受けた事実
7. **その他政令で定めるもの**： 政令・規則で規定
  - ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
  - ・ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
  - ・ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
  - ・ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
  - ・ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

# (参考)「仮名加工情報」 (法第2条第5項関係)

○次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

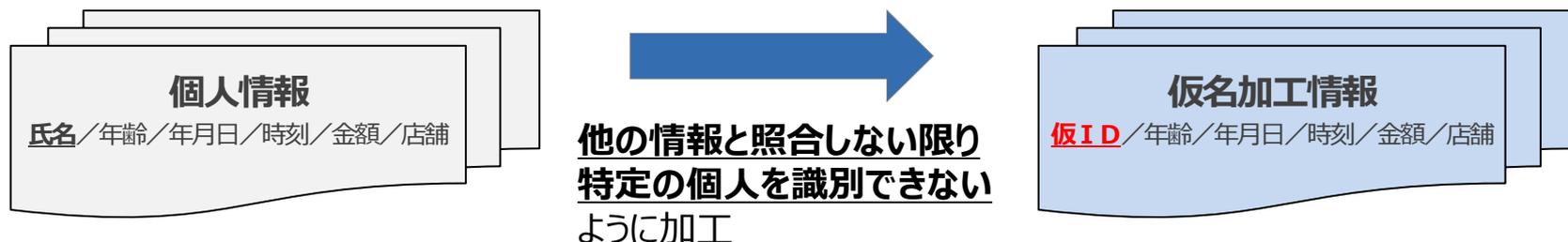
※なお、仮名加工情報については、行政機関等における作成等に関する規定が存在しないため、行政機関等において作成することは想定されていません。一方で、第三者から提供を受けた場合などには、行政機関等においても取り扱う場合が想定され、この場合においては法第73条（仮名加工情報の取扱いに係る業務）の規定が適用されます。

## □ 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

## □ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



# (参考) 「匿名加工情報」 (法第2条第6項関係)

○次に掲げる個人情報の区分に応じた当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

※なお、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く）については、行政機関等における作成等に関する規定が存在しないため、行政機関等において作成することは想定されていません。一方で、第三者から提供を受けた場合などには、行政機関等においても取り扱う場合が想定され、この場合においては法第123条（識別行為の禁止等）の規定が適用されます。

## □ 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

## □ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



# (参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比 (イメージ)

|                                     | 個人情報※1         | 仮名加工情報※2   | 匿名加工情報※2   |
|-------------------------------------|----------------|--|--|
| 適正な加工<br>(必要な加工のレベル)                | —              | <ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない</li> <li>対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができず、復元することができない</li> <li>本人が一切分からない程度まで加工</li> </ul> |
| 利用目的の制限等<br>(利用目的の特定、制限、<br>通知・公表等) | ○              | <p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の変更は可能</li> <li>本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件</li> </ul>      | <p>×</p> <p>(規制なし)</p>   |
| 利用する必要がなくなったときの消去                   | ○<br>(努力義務)    | ○<br>(努力義務)  | × <p>(規制なし)</p>  |
| 安全管理措置                              | ○              | ○  | ○<br>(努力義務)  |
| 漏えい等報告等                             | ○<br>(改正法で義務化) | × <p>(対象外)</p>   | × <p>(対象外)</p>   |
| 第三者提供時の同意取得                         | ○              | —<br>(原則第三者提供禁止)   | × <p>(同意不要)</p>  |
| 開示・利用停止等の請求対応                       | ○              | × <p>(対象外)</p>   | × <p>(対象外)</p>   |
| 識別行為の禁止                             | —              | ○  | ○  |

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

## (参考)「個人関連情報」 (法第2条第7項関係)

○「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。
  - 「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。
- また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例4) ある個人の位置情報

事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

### **3. 行政機関等に適用される規律**

---

# 3-1. 規律対象となる行政機関等

## 「行政機関等」の定義（法第2条第11項関係）

### ○次に掲げる機関をいう。

#### 1. 行政機関（法第2条第8項）

- 内閣官房、内閣法制局、内閣府、〇〇省、〇〇庁、〇〇委員会、〇〇会議、〇〇本部、人事院、会計検査院

#### 2. 独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）（法第2条第9項・第11項第2号）

#### 3. 地方公共団体の機関（議会を除く。）

- 知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等

#### 4. 地方独立行政法人（法第2条第10項・第11項第4号）

- 試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。

# 規律の適用の特例を受ける法人・機関・業務

|  | 個人情報等の取扱い等に関する規律           | 個人情報ファイル簿に関する規律                       | 開示・訂正・利用停止等に関する規律          | 匿名加工情報に関する規律               |
|--|----------------------------|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 国の行政機関   | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第2節) | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第3節)            | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第4節) | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第5節) |
| 独立行政法人等  | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第2節) | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第3節)<br>※第75条のみ |                            |                            |
| <b>別表第二に掲げる法人及び(独)労働者健康安全機構 ※1</b>                 | <b>民間部門の規律</b><br>(第4章) ※2 |                                       |                            |                            |
| 地方公共団体の機関  | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第2節) |                                       |                            |                            |
| <b>病院、診療所、及び大学の運営の業務</b>                           | <b>民間部門の規律</b><br>(第4章) ※2 |                                       |                            |                            |
| 地方独立行政法人   | <b>公的部門の規律</b><br>(第5章第2節) |                                       |                            |                            |
| <b>試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの</b> | <b>民間部門の規律</b><br>(第4章) ※2 |                                       |                            |                            |

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2 保有個人データに関する事項の公表等(第32条)並びに開示、訂正等及び利用停止等(第33条～第39条)に関する規定及び民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4節)に関する規定は適用されない。また、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについては、民間部門の規律に加えて、行政機関等に対する規律が準用される。

## 3-2. 公的部門における主な規律（個人情報保護法第5章関係）

### 【個人情報】

生存する個人に関する情報で、  
特定の個人を識別することができるもの  
(例：1枚の名刺)

### 【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が  
組織的に利用するものとして保有する、  
行政文書、法人文書又は地方公共  
団体等行政文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、  
容易に検索できる個人情報のみならず、  
いわゆる散在情報も含む

### 【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成  
したもの（電算機又はマニュアル処理）

#### ① 保有・取得に関するルール

- 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

#### ② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

#### ③ 利用・提供に関するルール

- 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

#### ④ 開示請求等への対応に関するルール

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

#### ⑤ 通知・公表等に関するルール

- 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

## 3-3. 保有個人情報

### 保有個人情報（法第60条第1項）

行政機関等（法第58条第1項各号に掲げる者を含む）の職員（※1）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、次の文書に記録されているもの

#### 行政文書

（行政機関情報公開法第2条第2項）

#### 法人文書

（独立行政法人等情報公開法第2条第2項）（同項第4号に掲げるものを含む。）

#### 地方公共団体等行政文書

（法第60条第1項）（※2）

- ※ 1 独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。
- ※ 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの

行政機関等に適用される規律の大部分においては、「保有個人情報」が適用対象となっている。

## 3-4. 「個人情報ファイル」(法第60条第2項関係)

- 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの(いわゆるマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル)をいう(法第60条第2項)。
- ①について、例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであつて、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物がこれにあたる。
- ②について、「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの(診療録、学籍簿等)が想定される。

### **3. 行政機関等に適用される規律**

#### **① 保有・取得に関するルール**

---

## 3-5. 個人情報情報の保有に関する規律

### 保有に関する規律

- 行政機関等は、法令（条例を含む※。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報情報を保有することができる。（法第61条第1項）

※条例のほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

- 行政機関等は、個人情報情報の利用目的について、当該個人情報情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報情報を保有してはならない。そのため、個人情報情報が保有される個人の範囲及び個人情報情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。（法第61条第2項）

## 3-6. 個人情報取得・正確性の確保に関する規律

### 取得に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。（法第62条）
- 行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（法第63条）
- 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第64条）
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（法第65条）

# 3. 行政機関等に適用される規律

## ② 保管・管理に関するルール

---

## 3-7-1. 安全管理措置義務について①

### 行政機関の長等の安全管理措置義務

- 行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）（※）を講じなければならない。（法第66条第1項）
  - （※）行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置が含まれる。
    - 求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。
    - デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要であり、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。
    - 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-8に、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」として、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものが示されている。

## 3-7-2. 安全管理措置義務について②

### 安全管理のために必要かつ適切な措置

- ① **組織的安全管理措置**
  - 組織体制の整備
  - 個人情報取扱いに係る規律に従った運用
  - 個人情報取扱い状況を確認する手段の整備
  - 漏えい等の事案に対応する体制の整備
  - 個人情報取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直し
- ② **人的安全管理措置**
  - 従事者の教育
- ③ **物理的安全管理措置**
  - 個人情報を取り扱う区域の管理
  - 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
  - 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
  - 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄
- ④ **技術的安全管理措置**
  - アクセス制御
  - アクセス者の識別と認証
  - 外部からの不正アクセス等の防止
  - 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
- ⑤ **外的環境の把握**
  - 保有個人情報を取り扱われる外国の特定
  - 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

# 3-7-3. 組織的安全管理措置

| 求められる措置  | 手法の例示   |
|--|---|
| <p><b>(1) 組織体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>組織体制の整備のため、総括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者を設置する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>総括保護管理者、保護管理者、監査責任者の設置は、個人情報取扱規程等に規定する。</li><li>保有個人情報を取り扱う各課室等の保護管理者は、保護担当者を指定する。特に保護担当者が人事異動や退職等で保護担当者でなくなった場合は、速やかに指定を解除する必要がある。</li></ul> <div data-bbox="993 836 1812 1072"><p>保護管理者  保護担当者</p><p> </p><p>担当者名簿等を適切に管理をする</p></div> |



組織体制の整備は、安全管理措置の運用する上で、非常に重要な事項となりますので、確実に整備することが求められます。

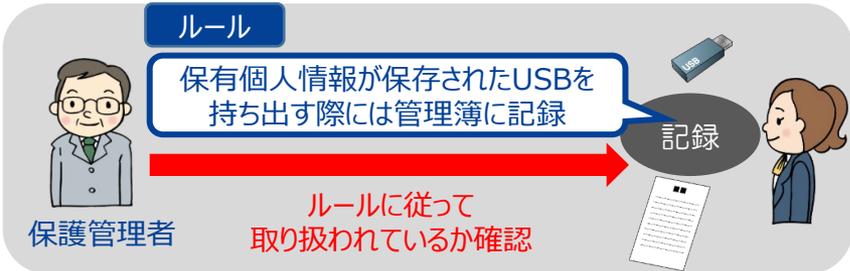
## 3-7-4. 組織的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用</b></p> <p>○ アクセス制限<br/>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容(注)に応じて、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。</p> <p>(注) 特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度を考慮する。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 保護管理者は、職員のアクセス権限が業務上適切なものとなっているか、業務に必要がない権限が付与されていないか等を確認する。</li><li>➤ 職員の異動や配置転換等によりアクセス権限が不要となった場合には、アクセス権限の削除・無効化の措置を講じる。</li><li>➤ 職員が長期間にわたり休職している場合には、休職期間を考慮し、アクセス権限の削除・無効化の措置を講じる。</li></ul> |



保護管理者には、アクセス権限を有する職員の異動等の状況を把握し、職員に与えられたアクセス権限を適切に管理していくことが求められます！

## 3-7-5. 組織的安全管理措置

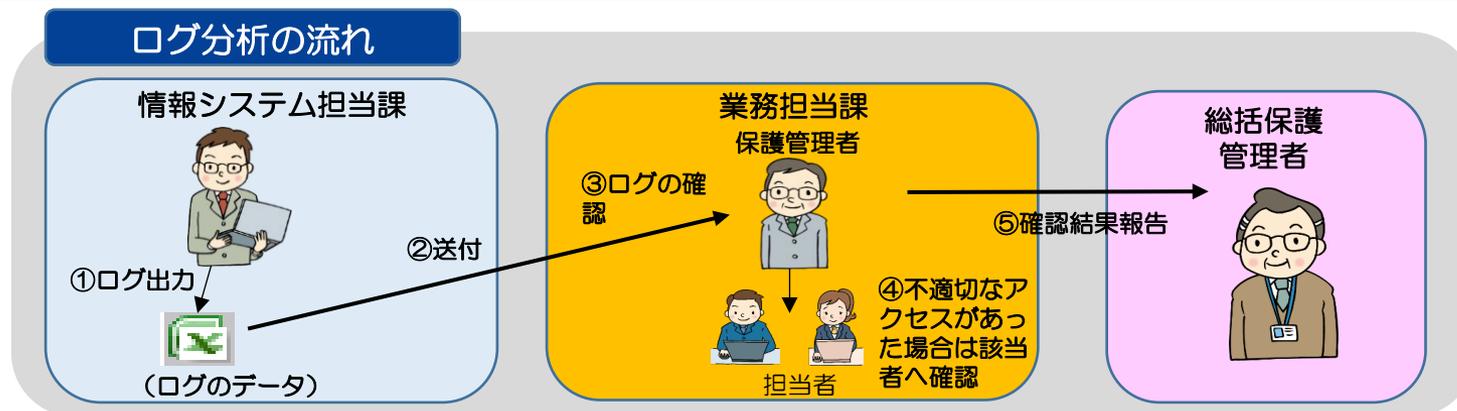
| 求められる措置  | 手法の例示  |
|--|--|
| <p><b>(3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備</b></p> <p>① 保有個人情報の取扱状況の記録<br/>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 個人情報が記録された電子媒体等を外部に持ち出す場合や利用する場合は、その状況を記録することが求められる。</li><li>➤ 要配慮個人情報を含むような秘匿性の高い媒体等を廃棄する場合には、その廃棄記録を残すことも有効である。</li></ul>  <p>ルール</p> <p>保有個人情報が保存されたUSBを持ち出す際には管理簿に記録</p> <p>記録</p> <p>保護管理者</p> <p>ルールに従って取り扱われているか確認</p> |



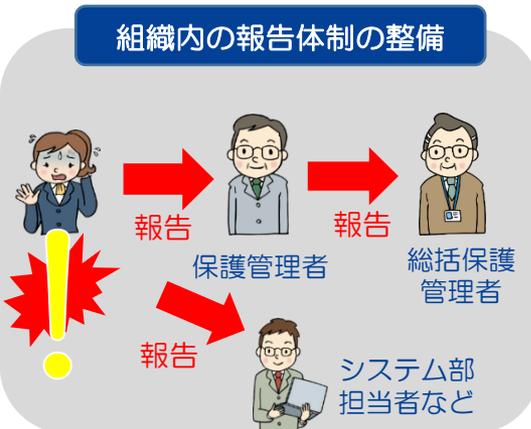
個人情報の取扱いは複数の部署で行われますので、組織全体のルールの策定、台帳や取扱記録簿の様式を定め、組織全体で統一的に運用を行うことが重要です！

# 3-7-6. 組織的安全管理措置

| 求められる措置  | 手法の例示  |
|--|--|
| <p><b>(3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備</b></p> <p>② アクセス状況の記録・分析<br/>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ アクセス記録（ログ）の分析を行うためのマニュアルや手順書等を定める。</li><li>➤ ログの分析は、職員が業務には関係がない特定の人物の個人情報の閲覧やデータの書き出し等をしていないか、深夜帯や休日などの時間帯に不正なアクセスをしていないか等の観点で分析を行う。</li><li>➤ ログ分析の頻度は、毎月または隔月といった短い頻度で実施する。</li></ul> |



# 3-7-7. 組織的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(4) 漏えい等事案に対応する体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。</li></ul> | <p>➤ 漏えい等事案の発生に備え、漏えい等事案発生時の対応マニュアルや報告フロー等を整備し、職員に周知する。</p> <div data-bbox="975 642 1835 1071"><p><b>組織内の報告体制の整備</b></p><pre>graph LR; Incident[漏えい等事案発生] -- 報告 --&gt; PM[保護管理者]; PM -- 報告 --&gt; OPM[総括保護管理者]; PM -- 報告 --&gt; SD[システム部担当者など];</pre><p><b>外部等への対応手順の整備</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>本人への通知</li><li>関係機関への報告</li><li>事案の公表等</li></ul></div> |



職員は異動等により頻繁に交代しますので、定期的に対応マニュアルの周知や、インシデント時の対応訓練などを行うことが重要です！

# 3-7-8. 組織的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し</b></p> <p>① 監査の実施<br/>監査責任者は、定期的に監査を行い、その結果を総括保護管理者へ報告する。</p> <p>② 点検の実施<br/>保護管理者は、保有個人情報の記録媒体や保管方法等について、定期に点検を行う。</p> <p>③ 監査等の結果を踏まえた見直し<br/>総括保護管理者等は監査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、見直しの措置を講ずる。</p> | <p>➤ 保有個人情報を取り扱う課室は多いことから、中期的な期間（5年程度）の監査実施計画をたて、計画的に監査を実施する。</p> <p>➤ 監査を実施する際は、監査責任者等が現場で監査事項のチェックリスト等を活用し、取扱い状況等の確認を行う。</p> <p>➤ 監査の結果、不備事項が認められた場合には、その後の改善状況をフォローアップする。</p>  |

# 3-7-9. 人的安全管理措置

| 求められる措置  | 手法の例示  |
|--|--|
| <p>○<b>教育研修</b><br/>総括保護管理者は、以下の研修を実施する。</p> <p>① 個人情報の保護に関する研修<br/>対象者：保有個人情報に取扱いに従事する職員（派遣労働者含む）</p> <p>② 情報システムの管理・運用及びセキュリティ対策に関する研修<br/>対象者：情報システムの管理の事務に従事する職員</p> <p>③ 課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための研修（定期的実施）<br/>対象者：保護管理者及び保護担当者</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 研修実施計画を立て、職員に周知する。</li><li>➤ 研修担当課や所属長が受講管理を行い、未受講者にはフォローアップを行うといった研修の実施体制を整備する。</li><li>➤ 研修の理解度を確認するため、「まとめテスト」といった理解度を確認する手法を取り入れる。</li></ul> <div data-bbox="1000 868 1812 1110"><p>研修用動画等を積極的に活用しましょう!!</p></div> |



研修の頻度は、毎年必ず行わなければいけないものではありませんが、担当者が毎年の異動等で交代することを考慮すれば、年1回実施していくことが望ましいと考えられます。

# 3-7-10. 物理的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示   |
|---|---|
| <p><b>(1) 入退管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する区域に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。</li></ul> <p><b>(2) 第三者の閲覧防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。</li></ul> | <p>➤ 保有個人情報を取り扱うことのできる職員以外が容易に閲覧等できないような措置を講ずる。</p> <div data-bbox="981 578 1845 849"><p>「情報システム室等」</p><p>「執務室等」</p></div> <p>【管理手法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ ICカードやナンバーキー等による入退室管理及び持ち込む機器等の制限など</li></ul> <p>【管理手法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施など</li></ul> |



部外者が保有個人情報を見ることができてしまう状態にしないことが重要です。

# 3-7-11. 物理的安全管理措置

| 求められる措置  | 手法の例示   |
|--|---|
| <p><b>(3) 媒体の管理等</b></p> <p>① 保有個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。</p> <p>② 保有個人情報記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 保有個人情報を取り扱う電子媒体又は保有個人情報記載された書類等を、施錠できるキャビネットや書庫などに保管する。</li><li>➤ 保有個人情報記録された電子媒体を持ち運ぶ場合、パスワードの設定等の方策を講ずる。</li></ul> <div data-bbox="993 801 1340 1048"></div> <div data-bbox="1383 801 1818 1048"></div> |



具体的な対応については、保護管理者が媒体に記録されている保有個人情報の秘匿性等を考慮して検討し、職員に指示してください。

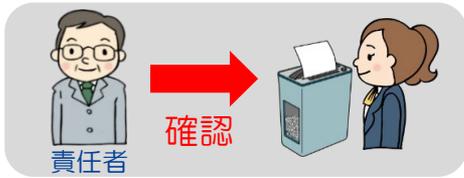
## 3-7-12. 物理的安全管理措置

| 求められる措置  | 手法の例示  |
|--|--|
| <p><b>(4) 端末の盗難防止等</b></p> <p>① 端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。</p> <p>② 保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではいない。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 保有個人情報を取り扱う端末をセキュリティワイヤー等により固定する。</li><li>➤ 業務のため端末を外部に持ち出す際には保護管理者の承認を得ることとし、管理簿により持ち出し状況を適切に管理する。</li></ul> <div data-bbox="981 743 1387 1068"><p>机などに固定</p></div> <div data-bbox="1398 743 1831 1068"><p>端末の持ち出し承認</p><p>承認申請</p></div> |



保護管理者が課室にある端末の状況を適切に把握し、持ち出しの承認については必要性を確認した上で行うようにしましょう。

# 3-7-13. 物理的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(5) 廃棄等</b></p> <p>① 保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。</p> <p>② 媒体の廃棄を委託する場合には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において廃棄等が確実に実行されていることを確認する。</p> | <p>➤ 以下のような復元不可能な手段を採用する。</p> <div data-bbox="975 506 1825 821"><p>保有個人情報が記載された書類等 → 焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段</p><p>保有個人情報の削除、又は保有個人情報が記録された機器、電子媒体等の廃棄 → 容易に復元できない手段を採用<br/>➤ 専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用</p></div> <p>➤ 保有個人情報を削除し、又は、保有個人情報が記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを責任ある立場の者が確認する。</p> <div data-bbox="1352 928 1816 1106"><p>責任者 → 確認</p></div> |



削除・廃棄の記録は適切に保存しましょう。  
それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除・廃棄したことについて証明書等により確認することが重要です。

# 3-7-14. 技術的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示   |
|---|---|
| <p><b>(1) アクセス制御</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>保護管理者は、保有個人情報<sup>(※)</sup>の秘匿性等その内容に応じて、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲で、アクセス制御のために必要な措置を講ずる。</li></ul> <p><sup>(※)</sup> 情報システムで取り扱うものに限る</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 個人情報ファイルを取り扱うことができる情報システムの端末を限定する。</li><li>➤ 個人情報ファイルへのアクセス権を付与すべき者を最小化する。<br/>(1. 組織的安全管理措置 (2) アクセス制限も参照)</li></ul> <div data-bbox="987 722 1823 1048"><p>アクセス可                      アクセス不可</p><p>取扱担当者                      取扱担当者以外の者</p></div> <p>※取扱担当者であっても業務上の目的外でのアクセスは禁止</p> |



職員に付与するアクセス権については、職員の異動や退職、長期休職者の状況を把握し、適切に管理しましょう。

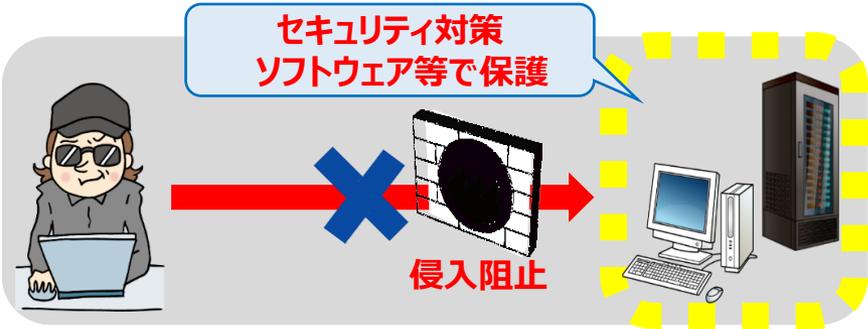
# 3-7-15. 技術的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(2) アクセス者の識別と認証</b></p> <p>① アクセス制御のために、認証機能を設定する等の措置を講ずる。</p> <p>② 保護管理者はパスワード管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、保有個人情報を取り扱う情報システムを使用する担当職員を識別・認証する。</li><li>➤ 情報システムのパスワードは、他人に推測されにくく、ツールなどで割り出しにくいものとし、複数のシステムで使い回しをしない。</li></ul> <div data-bbox="973 843 1831 1096"><p>知識情報（パスワード等）<br/>所持情報（ICチップ等）<br/>生体情報（指紋等）</p></div> |



「知識情報」「所持情報」「生体情報」といった3つの認証要素のうち、2つ以上の認証要素を組み合わせた**多要素認証**を取り入れることで、担当職員の識別と認証を行うことも有効です。

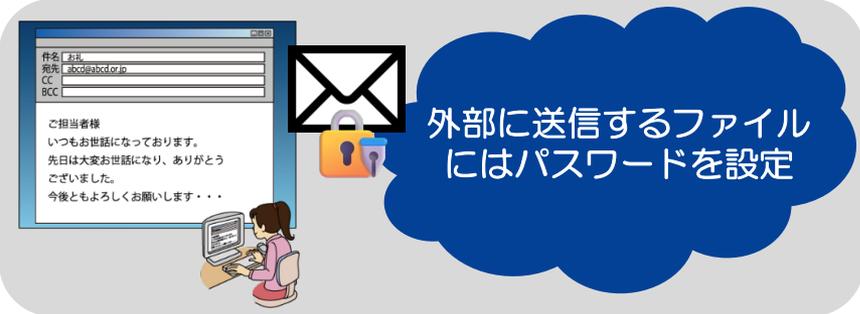
# 3-7-16. 技術的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(3) 外部からの不正アクセス等の防止</b></p> <p>① 保護管理者は保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォール等の設定による経路制御等の措置を講ずる。</p> <p>② 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェア等に関する公開された脆弱性への対策等に必要な措置を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。</li><li>➤ 保有個人情報を取り扱う情報システムにセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。</li></ul>  |



システムの運用保守業務を外部の事業者に委託している機関も含め、この機会にセキュリティ対策ソフトウェアの更新状況や、ファイアウォール等による通信制限状況を再確認してみましょう。

# 3-7-17. 技術的安全管理措置

| 求められる措置   | 手法の例示  |
|---|--|
| <p><b>(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。</li><li>② 保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。</li><li>③ 保有個人情報に係る情報システムの設計書等の文書について外部に知られることがないよう、その保管等について必要な措置を講ずる。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ メール等により外部に保有個人情報が含まれるファイルを送信する場合は、当該ファイルへのパスワードを設定する。</li><li>➤ 保有個人情報が記録されている媒体を外部に持ち出す場合には、暗号化の処理を行う。</li></ul> <div data-bbox="975 749 1835 1063"><p>外部に送信するファイルにはパスワードを設定</p></div> |



パスワードの秘匿に当たっては、不正に入手した者が容易に復元できないように、パスワードに用いる文字の種類や桁数等も考慮しましょう。

## 3-7-18. 外的環境の把握

保有個人情報、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。



「保有個人情報が外国において取り扱われる場合」とは、どのようなことを指すか？

- 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合において、当該事業者が外国に所在する場合および保有個人情報が保存されるサーバが外国に所在する場合 など

# 3-7-19. 個人情報取扱いの委託における安全管理措置義務

## 委託において講ずべき安全管理措置

- 行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合は、安全管理措置として以下のような対応をとることが考えられる。
  - ✓ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備する。
  - ✓ 委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

## 3-7-20. 安全管理措置義務が準用される場合

### 安全管理措置義務の準用

- 次の者がそれぞれ次に記載する業務を行う場合には、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。（法第66条第2項）
  - ① **行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者**： 当該委託を受けた業務
  - ② **指定管理者**： 公の施設の管理の業務
  - ③ **法別表第2に掲げる法人及び民間事業者と同様の規律の適用を受ける地方独立行政法人**： 政令第19条1項各号に掲げる業務（※）
  - ④ **民間事業者と同様の規律の適用を受ける地方公共団体の機関**： 民間事業者と同様の規律の適用を受ける業務のうち、政令第19条第2項各号に掲げる業務（※）
  - ⑤ **①から④までの者からそれぞれに記載する業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者**： 当該委託を受けた業務

（※） 公権力の行使に当たる行為を含む業務について、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務として政令に規定。

## 3-8. 従事者の義務

- 次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（法第67条）
  - ① 個人情報の取扱いに従事する**行政機関等の職員又は職員であった者**
  - ② **法第66条第2項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者**
  - ③ 行政機関等において個人情報の取扱いに**従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者**
  
- 従事者の義務違反に対する措置等
  - 本条に違反した者が行政機関等の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る。
  - 個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則の適用があり得る。
  - また、法第176条（正当な理由のない個人情報ファイルの提供：2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）及び第180条（保有個人情報の提供・盗用：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）に規定する罰則も適用され得る。

# 3-9. 漏えい等報告等

## 委員会への報告

- **行政機関の長等は**、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、**当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない**。（法第68条第1項）
  - ① **要配慮個人情報に含まれる保有個人情報**（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、本頁において同じ。）の**漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ② **不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ③ **不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報**（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の**漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ④ **保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ⑤ **条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態

※各地方公共団体の条例において条例要配慮個人情報を定めている場合のみ

  - 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、**速やかに（概ね3～5日）**、委員会への報告を行わなければならない。【速報】
  - 行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え、**当該事態を知った日から30日以内**（上記③に該当する事態においては60日以内。）に、委員会への報告を行わなければならない。【確報】
  - 委員会への漏えい等報告については、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。

## 本人への通知

- **行政機関の長等は**、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、原則として、規則で定めるところにより、**本人に対し**、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を**通知しなければならない**。（法第68条第2項）

### **3. 行政機関等に適用される規律**

#### **③ 利用・提供に関するルール**

---

## 3-10-1. 保有個人情報の利用及び提供について

### 利用及び提供の制限（法第69条第1項）

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。



利用目的のために、又は法令に基づく場合は、保有個人情報を利用及び提供することができる。

※ 法令に基づく場合は、利用目的以外の目的であっても保有個人情報を利用及び提供することができる。

☞ 法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供を可能とするものであり、法第69条第1項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。



## 3-10-2. 保有個人情報の利用及び提供について

### 「法令に基づく場合」に当たるもの

- 法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合
- 法令に情報の利用又は提供の根拠規定が置かれている場合

### «「法令」に含まれるもの»

- 法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等
- 「法令」の委任に基づき定められた地方公共団体が制定する条例

### «「法令」に含まれないもの»

- 行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達
- 「法令」の委任に基づき定められた条例以外の条例

### «「法令に基づく場合」に該当し得る法令の例»

- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第118条第6項
- 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2
- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の3～第58条の5
- 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条、第223条第1項、第226条

### 3-10-3. 保有個人情報の利用及び提供について

#### 「法令に基づく場合」に当たらないもの

- 具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱い
- 行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみに基づいて行う個人情報の取扱い

#### 《例示》

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条第2項

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。



包括的な権能を定めている規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」に当たらない。

## 3-10-4. 保有個人情報の利用及び提供について

### 例外措置としての利用目的以外の目的のための利用及び提供（法第69条第2項）

行政機関の長等は、法第69条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない。



### 臨時的な利用及び提供

日々の業務において、臨時的に保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用又は提供する場合は、法令に基づく場合を除き、法第69条第2項各号のいずれかに該当する必要がある。

## 3-10-5. 保有個人情報の利用及び提供について

| 法第69条<br>第2項 | 要件   | 臨時的な利用及び提供 |
|--------------|--|------------|
| 第1号          | 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき   |            |
| 第2号          | 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて <b>相当の理由</b> があるとき  |            |
| 第3号          | 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて <b>相当の理由</b> があるとき |            |
| 第4号          | 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて <b>特別の理由</b> があるとき                              |            |

## 3-10-6. 保有個人情報の利用及び提供について

### 法第69条第2項第1号

#### 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

- 「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。
- 本人への提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要。

(例)

本人から試験結果の提供を求められた場合



- ※ 当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。(法第69条第2項ただし書き)
- ☞ 本号に基づく本人への保有個人情報の提供は、法第76条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

## 3-10-7. 保有個人情報の利用及び提供について

### 法第69条第2項第2号

行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

### 法第69条第2項第3号

他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（※）の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

※議会を含む。

#### 《事務又は業務》

当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務・業務が含まれる。

※地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

#### 《法令》

条例も含まれる。

## 3-10-8. 保有個人情報の利用及び提供について

### ≪相当の理由≫

行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があること。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の性質・内容<sup>※1</sup>、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性<sup>※2</sup>、利用<sup>※3</sup>の必要性<sup>※4</sup>、利用の態様及びこれから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。

- ※1 例えば、要配慮個人情報など機微性の高い情報であるか、取得経緯における義務性・権力性の高い情報であるか等。
- ※2 法第69条第2項第3号においては、提供元の利用目的と提供先の利用目的との関連性をいう。
- ※3 法第69条第2項第3号においては、提供先での利用をいう。以下この段落において同じ。
- ※4 利用目的以外の目的（法第69条第2項第3号においては、提供先の利用目的をいう。）である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。

## 3-10-9. 保有個人情報の利用及び提供について

(「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例)

〈法第69条第2項第2号〉

- 流行している新感染症に係るワクチンの優先接種対象者に対して接種券を送付するために、障害福祉課が管理する障害者手帳等の所持者情報（氏名、住所、生年月日、宛名番号）を、健康推進課が利用する場合
- 市町村が新たに実施する子育て支援事業の案内を送付するために、こども支援課が管理する児童手当の受給者情報（氏名、住所等）を、当該課が利用する場合
- 市民表彰（市政の発展・市民生活や文化の向上など、様々な分野で功績のあった方々を表彰するもの）の表彰者を選定するために、地域福祉課が管理する民生委員の活動記録を、広報課が利用する場合

〈法第69条第2項第3号〉

- 災害避難者に対して不在者投票制度等の案内を送付するために、首長部局から選挙管理委員会に災害避難者の氏名、避難先の住所等を提供する場合
- 市区町村が管理する敷地内で起きた事件・事故について警察に相談するために、当該市区町村から警察署に当該事件・事故の証拠となる資料（防犯カメラの映像等）を提供する場合
- 許認可制度の見直しに関する検討を行うに当たって、当該制度に係る許認可を受けている事業者に対して調査票を送付するために、市区町村から当該制度を所管する省庁に当該事業者に関する情報（名称、所在地等）を提供する場合
- 移管される事務を適切に遂行するために、移管元の行政機関等から移管先の行政機関等に当該事務に係る個人情報を提供する場合
- 農地情報を集約した「eMAFF地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合

## 3-10-10. 保有個人情報の利用及び提供について

### 法第69条第2項第4号

前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

#### ≪統計の作成又は学術研究の目的のため≫

保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合

※「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究の目的とは解されない。

#### ≪明らかに本人の利益になる≫

本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合

(事例)

- 緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合
- 災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

## 3-10-11. 保有個人情報の利用及び提供について

### 《特別の理由》

本来行政機関等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ、

- ① 法第69条第2項第3号に規定する者に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること

等の、特別の理由が必要である。

## 3-10-12. 保有個人情報の利用及び提供について

(「特別の理由があるとき」に該当すると考えられる事例)

〈法第69条第2項第4号〉

- 災害発生時において、人命救助活動の効率化及び円滑化のために、地方公共団体の機関が、安否不明者の氏名等を当該地方公共団体のホームページ（ウェブサイト）等で公表する場合
- 地方公共団体の庁舎内で事故、盗難等が起こった場合において、被害者が損害保険契約に基づき適切に損害の填補を受けられるように、損害保険会社の求めに応じ、当該地方公共団体の機関が、当該損害保険会社に対して、当該事故、盗難等に係る防犯カメラ映像を提供する場合
- 民事訴訟の被告として主張・立証活動を行うために、行政機関等が、裁判所に対して、当該活動に必要な保有個人情報を証拠として提供する場合
- 在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合
- 国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行う場合

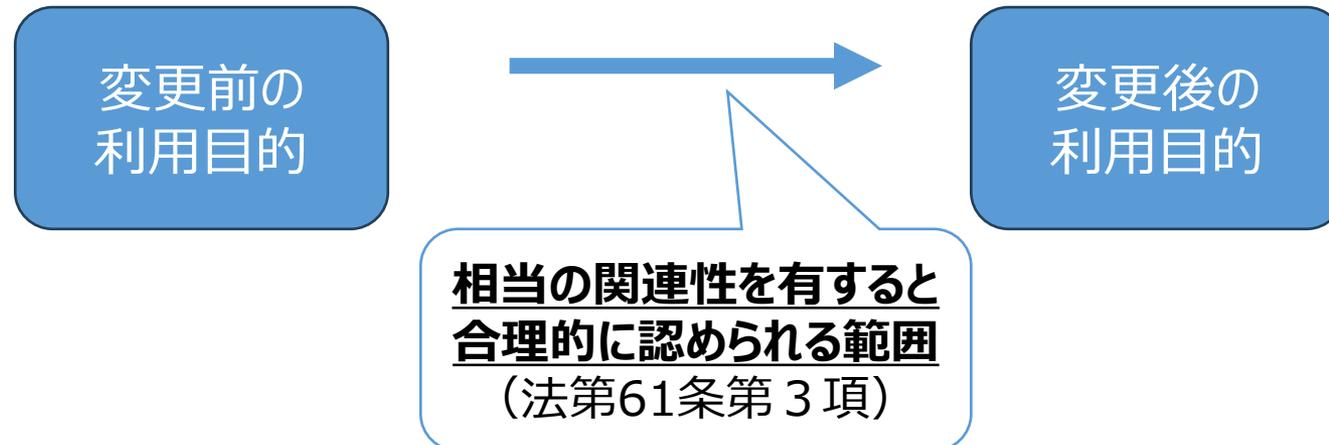
## 3-11. 保有個人情報情報の利用及び提供について（利用目的の変更）

### 利用目的の変更（法第61条第3項）による利用及び提供

行政機関等が個人情報情報の利用目的を変更する場合には、**変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。**

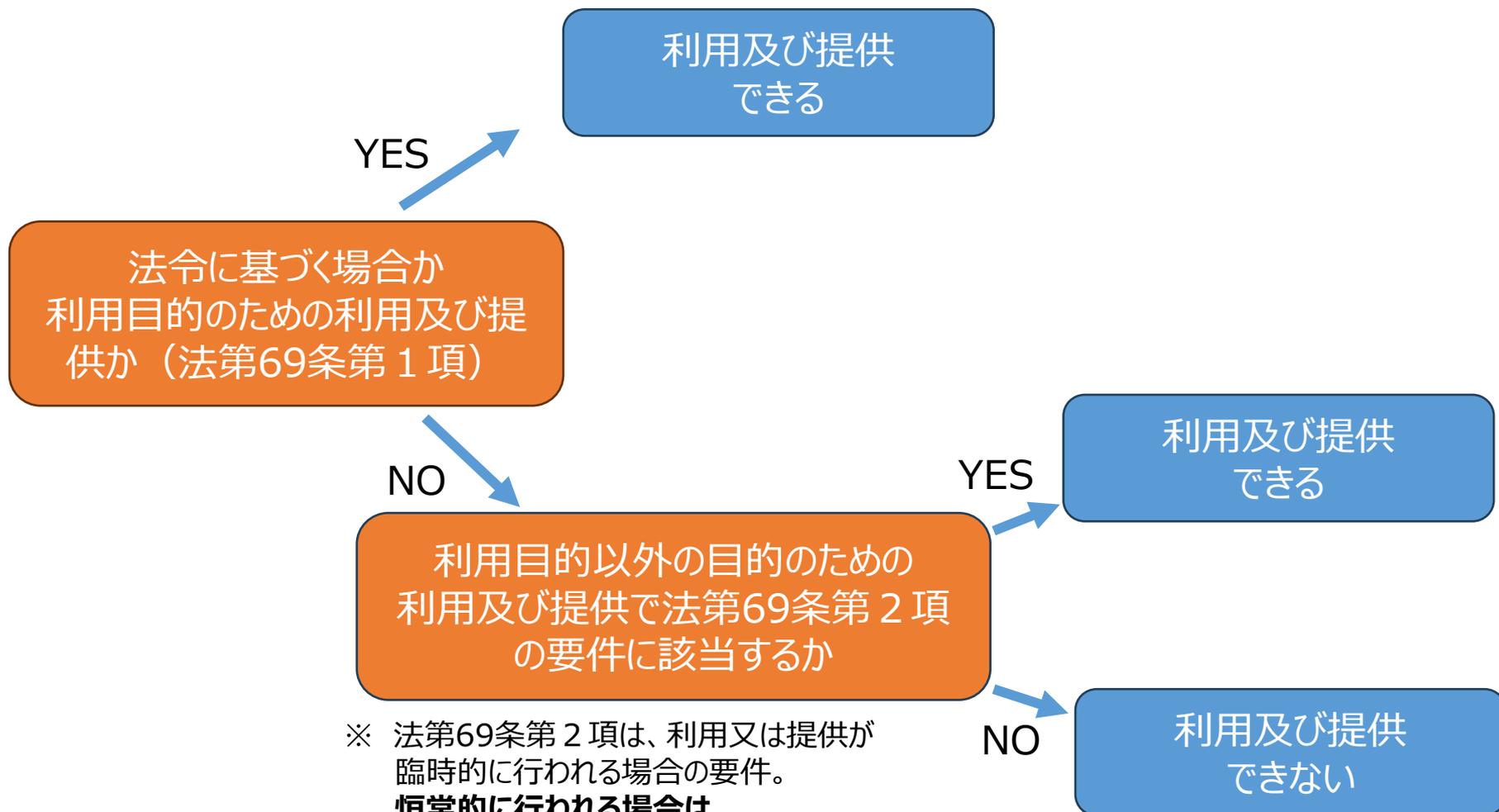
**利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項の規定に基づく利用目的の変更を行わなければならない。**

※ **利用目的外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。**



# 保有個人情報の利用及び提供について

《参考フロー図》



※ 法第69条第2項は、利用又は提供が  
臨時的に行われる場合の要件。  
恒常的に行われる場合は  
利用目的の変更（法第61条第3項）が必要。

## 3-12. 保有個人情報提供を受ける者に対する措置要求

### 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

- 行政機関の長等は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定により本人の同意に基づかずに第三者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。（法第70条）

⇒ 「必要な制限」又は「必要な措置」としては、

- 利用の目的又は方法の制限のほか、
- 提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、
- 第三者への再提供の制限又は禁止、
- 消去や返却等利用後の取扱いの指定、
- 提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求

等が考えられる。

# 3-13. 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求

## 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求

- 行政機関の長等は、個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。（法第72条）

⇒ 「必要な制限」又は「必要な措置」としては、

- 利用の目的又は方法の制限のほか、
- 提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、
- 第三者への再提供の制限又は禁止、
- 消去や返却等利用後の取扱いの指定、
- 提供に係る個人関連情報の取扱状況に関する所要の報告の要求

等が考えられる。

## 3-14-1. 外国にある第三者への提供の制限①

- 行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。（法第71条第1項）
  - ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国（※1）にある場合
  - ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準（※2）に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している場合
  - ③ 法令に基づく場合
  - ④ 法第69条第2項第4号に掲げる場合

※1 現時点において、規則で定められている国はない。

※2 ①提供を受ける者における個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること、②保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていることのいずれかに該当することが必要である。

## 3-14-2. 外国にある第三者への提供の制限②

- 行政機関の長等は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、規則で定めるところにより、**あらかじめ、次の情報を本人に提供しなければならない。**（法第71条第2項）

- ① 当該外国の名称（規則第47条第2項第1号）
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（同項第2号）
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（同項第3号）
- ④ その他当該本人に参考となるべき情報（法第71条第2項）

- 行政機関の長等は、基準適合体制を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、原則として規則で定める情報を当該本人に提供しなければならない。（法第71条第3項）

### **3. 行政機関等に適用される規律**

#### **④ 開示請求等への対応に関するルール**

---

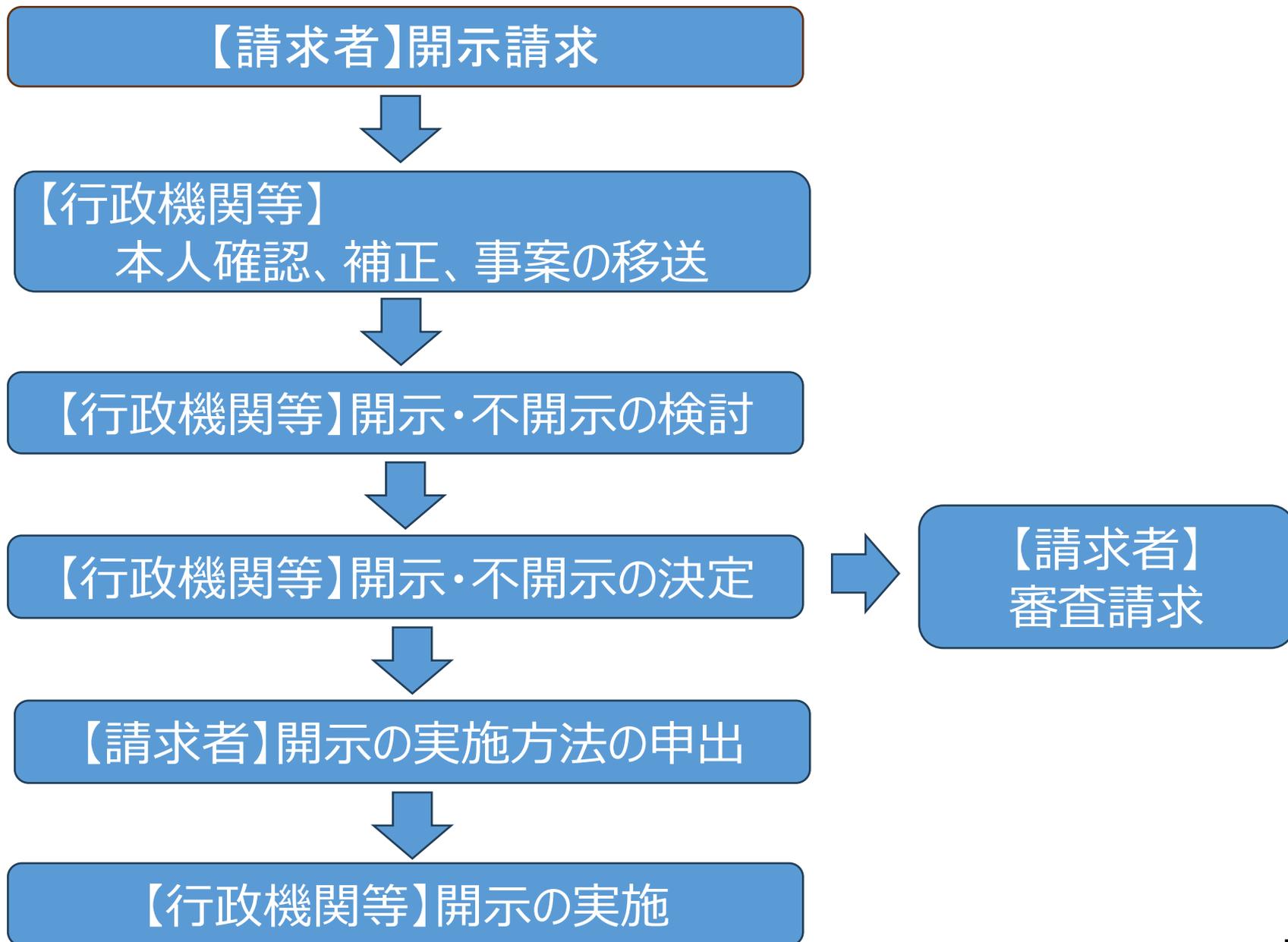
## 3-15. 保有個人情報の開示請求（開示請求権）

### 開示請求権（法第76条）

何人も、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

|                |   |
|----------------|---|
| <b>請求者</b>     | <ul style="list-style-type: none"><li>• 日本国民のみならず外国人も含む<u>全ての自然人</u>が行うことが可能</li><li>• 未成年者若しくは成年被後見人の<u>法定代理人</u>又は本人の委任による代理人による請求が認められている。</li></ul>                                 |
| <b>対象となる情報</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>自己を本人とする</u>保有個人情報</li></ul> <p>※死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象とならない。死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。</p> |

### 3-16. 開示請求の流れ



## 3-17-1. 開示・不開示の検討（開示義務・部分開示）

### 開示義務（法第78条第1項）

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- ある保有個人情報を開示する場合には、法第78条第1項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

### 部分開示（法第79条第1項）

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。



## 3-17-2. 開示・不開示の検討（裁量的開示・存否に関する情報）

### 裁量的開示（法第80条）

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

### 保有個人情報の存否に関する情報（法第81条）

保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる。

※ このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

## 3-17-3. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型）

### 不開示情報の類型（法第78条第1項）

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 第1号 | 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 |
| 第2号 | 開示請求者以外の個人に関する情報            |
| 第3号 | 法人等に関する情報                   |
| 第4号 | 国の安全等に関する情報                 |
| 第5号 | 公共の安全等に関する情報                |
| 第6号 | 審議、検討等に関する情報                |
| 第7号 | 事務又は事業に関する情報                |

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第78条第1項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かの判断を行う。

## 3-17-4. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型①）

### 不開示情報の類型①（法第78条第1項第1号）

#### 開示請求者（本人）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（例）

- 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報
- 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報



## 3-17-5. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型②）

### 不開示情報の類型②（法第78条第1項第2号）

#### 開示請求者以外の個人に関する情報

（※事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）

- 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の**特定の個人を識別することができる情報**若しくは**個人識別符号**が含まれるもの
- 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、**なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの**

（例）

- 匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの
  - 開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- ※ 不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

## 3-17-6. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型②）

※ 開示請求者以外の個人に関する情報のうち、以下の情報は不開示情報から除かれる。

- **法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第78条第1項第2号イ）**

⇒「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。※条例も含まれる。

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

「予定」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

- **人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（同号ロ）**

- **当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（同号ハ）**

⇒公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

## 3-17-7. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型③）

### 不開示情報の類型③（法第78条第1項第3号）

**法人その他の団体**（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）**に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。**ただし、**人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。**

- 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同号イ）
- 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報（同号ロ）

## 3-17-8. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型④）

### 不開示情報の類型④（法第78条第1項第4号）

行政機関の長が第82条各項の開示決定等をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

#### ※注意事項

本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がない。  
別途、法第78条第1項第7号イが適用される。

### 3-17-9. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型⑤）

#### 不開示情報の類型⑤（法第78条第1項第5号）

行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

#### ※注意事項

本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がない。

別途、法第78条第1項第7号ロが適用される。

## 3-17-10. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型⑥）

### 不開示情報の類型⑥（法第78条第1項第6号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- 当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。
- 審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

## 3-17-11. 開示・不開示の検討（不開示情報の類型⑦）

### 不開示情報の類型⑦（法第78条第1項第7号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（同号イ）
- 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（同号ロ）
- 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（同号ハ）
- 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（同号ニ）
- 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（同号ホ）
- 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（同号ヘ）
- 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（同号ト）

# 3-18. 開示請求に係る本人確認

## 開示請求

開示請求は、保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人のみが行うことができる。このため、**開示請求が行われた場合には、行政機関の長等は、本人確認書類**（政令第22条第1項各号に掲げる書類のいずれか又は同条第2項各号に掲げる書類（**法定代理人又は任意代理人が請求する場合はこれに加えて同条第3項に規定する書類**）をいう。以下同じ。）**の提示又は提出を求めて本人確認を行うことが必要**となる。

## 本人確認

- 開示請求をする者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない（法第77条第2項）。
- **本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であつて、当該請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならず、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出**しなければならない（政令第22条第1項、第2項及び第3項）。

## 3-19. 保有個人情報訂正請求

### 訂正請求

- 何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている（法第90条第1項及び第2項）。
- 訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られる。（法第90条第1項）
  - ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令（条例を含む。）の規定により開示を受けた情報
- 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（法第90条第3項）
- 行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。（法第92条）
- 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。（法第97条）

## 3-20. 保有個人情報の利用停止請求

### 利用停止請求

- 何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている。（法第98条第1項及び第2項）
- 利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令（条例を含む。）の規定により開示を受けたものに限られる。（法第90条第1項及び第98条第1項）
- 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（法第98条第3項）
- 行政機関の長等は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。（法第100条）

## 3-21-1. 雑則関係①

### 開示請求等の対象外となる保有個人情報

- 以下の保有個人情報については、開示、訂正及び利用停止について規定する法第5章第4節について適用除外が定められている。
- ① **刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**（法第124条第1項）
  - 逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置施設や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがある。
- ② 行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録された保有個人情報のうち、**まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの**（法第124条第2項）
  - これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第5章第4節の規定が適用される。

## 3-21-2. 雑則関係②

### 開示請求等をしようとする者への 情報提供等

- **行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならない。**（法第127条）
  - 開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされているが（法第77条第1項第2号）、本人にとって自己に関する情報が行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人でどのように記録されているかを知ることは容易ではない。
  - このように、本人が法に規定する開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情報を自力で入手することが困難な場合においては、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、容易かつ的確に法第127条に規定する請求権を行使することができるように適切な措置を講ずる必要がある。
  - 同条の「開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、**請求窓口や案内窓口の整備、請求に係る手続等の教示等**が考えられる。

### 苦情処理

- 行政機関の長等は、**個人情報等の取扱いに関する苦情について、個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口の設置及び国民への周知、苦情処理に係る組織体制の整備等を行うことにより、適切かつ迅速な処理に努める必要がある。**（法第128条）

## 3-22-1. 行政不服審査請求①

### 開示決定、訂正決定又は利用停止決定等に対する審査請求

- **審査請求**（行政不服審査法第2条及び第3条）
  - ①開示決定等について不服がある者や、②開示請求等をした者で、当該請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为がある場合は、行政不服審査法第4条各号に定める審査請求をすべき行政庁に対して、**審査請求をすることができる。**

### 審査会等の機関への諮問

- **情報公開・個人情報保護審査会への諮問**（法第105条第1項）
  - 審査請求を受けた**行政機関及び独立行政法人等は**、審査請求を却下する場合（法第105条第1項第1号）又は全部認容する場合（同項第2号、第3号又は第4号）を除き、**情報公開・個人情報保護審査会**（会計検査院にあっては、別に法律で定める審査会）**に諮問しなければならない。**
- **行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関への諮問**（法第105条第3項）
  - 審査請求を受けた**地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は**、審査請求を却下する場合（法第105条第1項第1号）又は全部認容する場合（同項第2項、第3項又は第4項）を除き、**行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関（※）に諮問しなければならない。**

（※）地方公共団体が単独で設置する方法のほか、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき他の団体と共同設置することも可能である。

## 3-22-2. 行政不服審査請求②

### 審査請求に係る行政不服審査法の特例

#### <行政機関の長及び独立行政法人等関係>

- **審理員による審理手続に関する規定の適用除外**（法第104条）
- 行政機関の長等（地方公共団体の機関等を除く）に対する審査請求については、**審理員の指名**（行政不服審査法第9条）、**審理手続**（行政不服審査法第28条ないし第42条）、**行政不服審査会等への諮問**（行政不服審査法第43条）**等の規定は適用されない**（法第104条第1項）**ことから**、行政機関及び独立行政法人等にあつては、**これらの手続を経ることなく諮問を行う**こととなる。

#### <地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係>

- **審理員による審理手続に関する規定の適用除外**（法第106条）
- 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する審査請求については、令和3年改正法の施行前における地方公共団体における一般的な運用を考慮した上で、審理員指名及び審理員審理の規定を適用しないこととした上で、審査庁における審理手続を行うこととしている。

## 3-23-1. 開示請求等と条例の関係①

### 開示請求手数料

- 開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、**地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより**、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、**実費の範囲内で、手数料を納めなければならない**。（法第89条）

#### 【条例で定められる事項】

- ✓ 地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、**従量制**とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（**手数料の額を無料**とすること。）も**可能**である。

### 開示請求等の手続

- 保有個人情報の**開示等の手続並びに審査請求の手続に関する事項**について、**法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない**。（法第108条）

#### 【条例で定めることが想定される例】

- ✓ 開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの
- ✓ 開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの

## 3-23-2. 開示請求等と条例の関係②

### 不開示情報

- ①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。（法第78条第2項）

### 行政不服審査法第4条特例

- 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。（法第107条第2項）

### **3. 行政機関等に適用される規律**

#### **⑤ 通知・公表等に関するルール**

---

# 3-23. 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

国の行政機関  
のみに適用

- 行政機関（会計検査院を除く。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、法、政令及び規則で定められた事項を委員会に対して通知しなければならない。（法第74条第1項）
- 委員会に既に通知した事項を変更しようとするときも、あらかじめ、委員会に対して変更する事項を通知しなければならない。（法第74条第1項）
- 個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は保有する個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人未満になったときは、遅滞なく、その旨を委員会に通知しなければならない。（法第74条第3項）

## 【事前通知の適用除外】

次のいずれかに該当する個人情報ファイルについては、委員会への事前通知を要しない。（法第74条第2項）

- ① 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- ② 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- ③ 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ⑤ 既に事前通知をした個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- ⑥ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- ⑦ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- ⑧ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- ⑨ 本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイル
- ⑩ ③から⑨までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル（当該行政機関以外の職員等の人事等に関する個人情報ファイル）
- ⑪ 法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）

## 3-24. 個人情報ファイル簿の作成及び公表

- **行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。（法第75条第1項）**
- **行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。（法第75条第3項）**
  - ・ 記録項目の一部
  - ・ 記録情報の収集方法
  - ・ 記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする行政機関以外の者に経常的に提供する場合における提供先

### 【個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル】

次のいずれかに該当する個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しない。（法第75条第2項）

- ① **委員会への事前通知を要しない個人情報ファイル**（前スライド①から⑩までに該当するもの）
- ② **既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイル**であって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- ③ ②に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル（**既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルとして保有している場合における、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル**）

※地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（いわゆる個人情報取扱事務登録簿）を作成し、公表することができる（法第75条第5項）。

# [参考] 個人情報ファイル簿のイメージ

|                                      |  |   |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称                          | 個人情報保護取扱主任者受験者ファイル   |   |
| 行政機関等の名称                             | 〇〇省  |   |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称        | 〇〇局〇〇課   |   |
| 個人情報ファイルの利用目的                        | 個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する   |   |
| 記録項目                                 | 1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 合否の別、9 合格順位、10 得点                         |   |
| 記録範囲                                 | 個人情報保護取扱主任者試験の受験者（平成〇〇年度以降）  |   |
| 記録情報の収集方法                            | 〇〇から〇〇により収集した。   |   |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨                  | 無  |   |
| 記録情報の経常的提供先                          | 無  |   |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地                 | (名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課<br>(所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇                                     |   |
| 他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正又は利用停止の制度      | 無  |   |
| 個人情報ファイルの種別                          | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号<br>(電算処理ファイル)                          | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号<br>(マニュアル処理ファイル) |
|                                      | 政令第21条第7項に該当するファイル<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |   |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨     | 該当   |   |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地         | (名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課<br>(所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇                                     |   |
| 行政機関等匿名加工情報の概要                       | 本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）住所（都道府県単位に置換え）  |   |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課<br>(所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇                                     |   |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間    | 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日  |   |
| 備 考                                  |  |   |

※地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、**記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨**も記載することとなる。

### **3. 行政機関等に適用される規律**

#### **⑥ 行政機関等匿名加工情報に関するルール**

---

# 3-25-1. 行政機関等匿名加工情報の提供等①

行政機関等匿名加工情報を  
その用に供して行う事業に係る提案募集

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。（法第110条・第60条第3項）
    - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
    - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
    - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
  - 提案募集の結果、事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。（法第111条から第121条）
- ※ 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。（法附則第7条）



## 3-25-2. 行政機関等匿名加工情報の提供等②

### 行政機関等匿名加工情報の作成

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成する場合には、法第5章第5節の規定（行政機関等匿名加工情報の提供等）に従わなければならない。（法第109条第1項）
- 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。（法第116条第1項）

### 行政機関等匿名加工情報の提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。（法第109条第2項）
  - ① 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）
  - ② 行政機関の長等が利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供する場合

### 識別行為の禁止等

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。（法第121条第1項）
- 行政機関等匿名加工情報、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報については、漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。（法第121条第2項）
- 行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される。（法第121条第3項）

## 3-25-3. 行政機関等匿名加工情報の提供等③

### 行政機関等匿名加工情報以外の 匿名加工情報の取扱いに係る義務

- 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。（法第123条第1項）
- 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次のいずれの対応も行ってはならない。（法第123条第2項）
  - ① 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は個人情報取扱事業者が行った加工の方法に関する情報を取得すること。
  - ② 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。
- 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。（法第123条第3項）
- 法第123条第2項及び第3項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される。（法第123条第4項）

## 3-25-4. 行政機関等匿名加工情報の提供等④

### 従事者の義務

- 次の者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（法第122条）
  - ① 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
  - ② 行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務に従事している者又は従事していた者
  - ③ 行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

### 手数料

- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料（法第119条）
- 手数料等に関しては、行政機関においては政令等により定めがあるが、地方公共団体においては条例で定めるところによるもの、独立行政法人等においては実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において当該独立行政法人等が定めるところによるもの、地方独立行政法人においては実費を勘案し、かつ、条例で定める手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定めるところによるものとされている。地方公共団体の機関においては、実費を勘案して政令で定める手数料の額を標準として条例で手数料の額を定める。

### **3. 行政機関等に適用される規律**

#### **⑦ 地方公共団体におけるその他の留意点**

---

# 3-26-1. 地方公共団体におけるその他の留意点

## 審議会等への諮問

- 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。（法第129条）
- 法第129条の規定に関連し、地方公共団体の機関に置く審議会等への諮問について、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。
- 令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものであり、許容されない。
- 他方、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。（法第166条）

## 条例との関係

- 令和3年改正法の趣旨・目的に照らし、①条例で定めることが法律上必要な事項、②条例で定めることが法律上許容されている事項、③単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で定めることが許容される。
- 一方、④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらないものについては、条例で定めることは許容されない。
- 法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。
- 条例で定めることが許容されるもの／許容されないものの具体例については、個人情報保護委員会が公表するガイドライン（行政機関等編）や事務対応ガイドにおいて例示しているほか、Q&A（行政機関等編）の関係する項目ごとに考え方が示されている。

## 4. 民間部門に適用される規律

---

## 4-1. 「個人情報取扱事業者」(法第16条第2項関係)

○個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

※ 「事業の用に供している」とは

一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為、社会通念上事業と認められるもの。  
営利、非営利を問わない。

- ・ ガイドラインでは、事業者の義務のうち、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、中小規模の事業者における手法の例を示している。

※ガイドラインにおける「中小規模事業者」とは、

○従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

①取り扱う個人情報の数(\*)が5,000人分超の事業者

\* 識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において

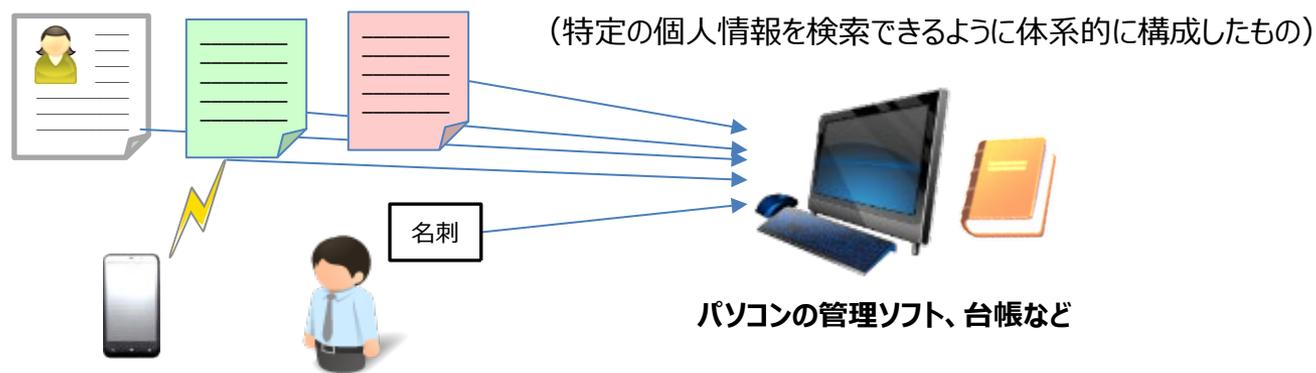
②委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

- ・ 行政機関(国)、地方公共団体(議会を除く。)、独立行政法人等(法別表第2に掲げる法人を除く。)及び地方独立行政法人(試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。)については、公的部門に係る規律(法第5章)が適用される。

## 4-2. 「個人データ」「保有個人データ」(法第16条第3・4項関係)

○「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報という。

※ 「個人情報データベース等」とは



○「保有個人データ」とは、その事業者に開示等の権限のある個人データをいう。

6ヶ月以内に消去するデータ  
(短期保存データ)も、  
保有個人データに含まれる。



※ 他の事業者からデータ編集作業のみ委託されて渡された個人データなどは、保有個人データには該当しない

## 4-3. 民間部門に適用される規律について

### 【個人情報】

生存する個人に関する情報で、  
特定の個人を識別することができるもの

(例：1枚の名刺)

### 【個人データ】

個人情報データベース等を構成する  
個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、  
容易に検索できる個人情報

(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

### 【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の  
権限を有する個人データ

#### ① 取得・利用に関するルール

- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ・ 利用目的を通知又は公表する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

#### ② 保管・管理に関するルール

- ・ データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

#### ③ 第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

#### ④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- ・ 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

## 4-4-1. 事業者が守るべきルール① - 取得・利用

### 【個人情報を取得する前】

1. 個人情報の利用目的をできる限り特定する。(17条①)
2. 利用目的をあらかじめ公表しておく。(21条①)

### 【個人情報を取得するとき】

1. 利用目的をあらかじめ公表していない場合は、本人に通知又は公表する。(21条①)  
書面での取得の場合は、利用目的を本人に明示する。(21条②)
2. 要配慮個人情報を取得する場合は、原則本人の同意を得る。(20条②)
3. 偽りその他の不正の手段による取得はしない。(20条①)

### 【個人情報を利用するとき】

1. 利用目的の範囲内で利用する。(18条①)
2. 利用目的の範囲を超える場合は、本人の同意を得る。(18条①)
3. 利用目的を変更することもできる。(関連性があると合理的に認められる場合に限る) (17条②)  
その際は変更された利用目的を本人に通知又は公表する。(21条③)
4. 違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による利用はしない。(19条)

### 【個人情報の取扱いに関する苦情を受けたとき】

1. 適切かつ迅速な処理に努める。(40条①)

## 4-4-2. 事業者が守るべきルール② - 保管・管理

### 【個人データを保管・管理するとき】

1. 正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。(22条)
2. 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講ずる。(23条)
3. 従業者に対して、必要かつ適切な監督を行う。(24条)
4. 委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。(25条)
5. 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行う。(26条①)
6. 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、本人への通知を行う。(26条②)

## 4-4-3. 事業者が守るべきルール③ - 漏えい等報告等の義務化

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合における、**個人情報保護委員会への報告**及び**本人への通知**が、法律上の義務に。

(法第26条①②)

- 従前は、委員会告示に基づく、努力義務とされていた。

個人情報取扱事業者



個人情報保護委員会

報告



本人

通知



### 漏えい等報告の義務化の対象事案

(委員会規則で定める要件)

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等
- 1,000人を超える漏えい等

これらの  
類型は  
件数に  
関わりなく  
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

## 4-4-4. 事業者が守るべきルール④ - 第三者提供 (1)

### 【個人データを第三者に提供するとき】

以下のいずれかの場合に、個人データを第三者に提供できる。(27条)

1. 本人の同意を得る。
2. 本人の同意を得ない場合で、以下 i ~ iii のいずれかに該当する。

#### i. 以下の①～⑦のいずれかの場合

- ① 法令(条例を含む)に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のため(かつ本人の同意を得ることが困難)
- ③ 公衆衛生・児童の健全な育成のため(かつ本人の同意を得ることが困難)
- ④ 国や地方公共団体等への協力(かつ本人の同意を得ることにより事務遂行に支障のおそれがあるとき)
- ⑤ 学術研究機関等による学術研究の成果の公表又は教示のためやむを得ないとき ※1
- ⑥ 学術研究機関等が学術研究目的で共同研究先である第三者に提供する必要があるとき ※1
- ⑦ 学術研究目的で学術研究機関等である第三者に提供する必要があるとき ※1

※1 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

#### ii. 以下3点すべてを行う(いわゆるオプトアウト手続)

- 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとしている。
  - 以下①～⑧をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知ることができる状態にしておく。
- ※2 要配慮個人情報の提供は不可等の制約有。
- ①事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名
  - ②第三者提供を利用目的としていること
  - ③提供される個人データの項目
  - ④提供される個人データの取得の方法
  - ⑤提供の方法
  - ⑥本人の求めに応じて提供を停止すること
  - ⑦本人の求めを受け付ける方法
  - ⑧個人情報保護委員会規則で定める事項
- 本人に通知等した事項を個人情報保護委員会に届け出る(個人情報保護委員会はこれを公表)。

#### iii. 委託、事業の承継、共同利用を行う

共同利用：以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておくことが必要。

- ①共同利用されること
- ②データ項目
- ③利用される範囲
- ④利用目的
- ⑤責任を有する者

## 4-4-5. 事業者が守るべきルール④ - 第三者提供（2）

### ○個人データの提供・受領の際の記録

1. 第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。（29条）
2. 第三者から個人データを受け取るときは、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。（30条）

○基本的な記録事項は、以下のとおり（保管期間は原則3年）。

（提供した場合） 「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか？

（提供を受けた場合） 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか？

+ 「相手方の取得経緯」

○ただし、本規定は個人データの不正な流通の防止が目的であるため、一般的なビジネスの実態に配慮して、以下の通り例外規定がある。

- ☑ 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OK
- ☑ 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOK
- ☑ 例外として、以下の場合は記録義務はかからない。
  - ・本人による提供と整理できる場合（例：SNSでの個人の投稿）
  - ・本人に代わって提供していると整理できる場合（例：銀行振込）
  - ・本人側への提供と整理できる場合（例：同席している家族への提供）
  - ・「個人データ」に該当しないと整理できる場合（例：名刺1枚のコピー） 等

## 4-4-6. 事業者が守るべきルール④ - 第三者提供（3）

### ■ 個人データの外国にある第三者への提供

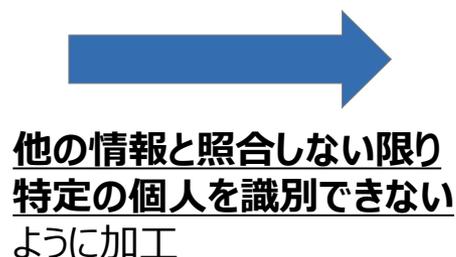
- 以下①～④のいずれかの場合に、個人データを外国にある第三者に提供できる。（28条①）
  - ① 外国にある第三者へ提供することについて、**本人の同意**を得る。
  - ② 外国にある第三者が**個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）**を**継続的に講ずるために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合する体制**を整備している。
  - ③ 外国にある第三者が**我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国**（EU（EEA加盟国を指す。）及び英国）に所在する。
  - ④ 法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合
- ①の本人同意を得ようとする場合には本人に参考となるべき情報を提供する。（28条②）
- ②により提供した場合には、提供先の外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、当該措置に関する情報を当該本人に提供する。（28条③）
  - 個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施を確保するための「適切かつ合理的な方法」は、以下のとおり。
    - 外国の第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データの提供元がAPEC越境プライバシールール（CBPR）システム又はグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を受ける等によって担保されていること

※②と③の場合は、日本の事業者への提供と同等の取扱いが認められるため、本人の同意を得ない提供（オプトアウト手続、委託、事業の承継、共同利用）も例外的に行うことができる。

# 4-5-1. 仮名加工情報に係る規律

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

| 改正前  | 現行  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>「個人情報」に該当するものは <b>一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用目的の制限</li><li>・ 利用目的の通知・公表</li><li>・ 安全管理措置</li><li>・ 第三者提供の制限</li><li>・ 開示・利用停止等の請求対応 等</li></ul></li></ul> <p>※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>「仮名加工情報」として加工すれば、個人情報に該当しても、<b>以下の義務は適用除外</b><ul style="list-style-type: none"><li>① 利用目的の変更の制限 (§17②)<br/>⇒ <b>新たな目的で利用可能</b><br/>※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件 (§41⑥~⑧)</li><li>② 漏えい等の報告等 (§26)</li><li>③ 開示・利用停止等の請求対応 (§32~§39)</li></ul></li><li><b>作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能</b></li></ul> <p>※ (仮名加工情報ではない) 通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能</p> |



## 4-5-2. 仮名加工情報の加工基準（イメージ）

仮名加工情報の加工基準：

（法第41条①、施行規則第31条）

- ① 個人情報に含まれる**特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除**すること  
⇒ 氏名、住所等の削除
- ② 個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること  
⇒ 旅券番号、マイナンバー等の削除
- ③ **不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除**すること  
⇒ クレジットカード番号等を削除

※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。

※ 「仮名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「仮名加工情報の作成」には該当しない。

### 個人情報

| 氏名   | 年齢  | 年月日        | 時刻    | 金額     | クレカ番号 | 店舗   | 購入品目 |
|------|-----|------------|-------|--------|-------|------|------|
| 山田一郎 | 55歳 | 2020-01-28 | 16:40 | 940円   | 02012 | 霞が関店 | 食品   |
| 佐藤二郎 | 97歳 | 2020-01-27 | 20:25 | 1,320円 | 98560 | 新橋店  | 日用品  |
| 佐藤二郎 | 97歳 | 2020-01-28 | 08:50 | 250円   | 12560 | 銀座店  | 飲料   |
| 鈴木三郎 | 48歳 | 2020-01-28 | 07:45 | 484円   | 34142 | 豊洲店  | 飲料   |
| 鈴木三郎 | 48歳 | 2020-01-28 | 09:55 | 560円   | 56142 | 霞が関店 | 食品   |
| 高橋四郎 | 33歳 | 2020-01-27 | 22:30 | 9,550円 | 98887 | 銀座店  | 日用品  |
| ...  |     |            |       |        |       |      |      |



### 仮名加工情報

|       |     |            |       |        |  |      |     |
|-------|-----|------------|-------|--------|--|------|-----|
| X0125 | 55歳 | 2020-01-28 | 16:40 | 940円   |  | 霞が関店 | 食品  |
| Y7569 | 97歳 | 2020-01-27 | 20:25 | 1,320円 |  | 新橋店  | 日用品 |
| Y7569 | 97歳 | 2020-01-28 | 08:50 | 250円   |  | 銀座店  | 飲料  |
| Z9213 | 48歳 | 2020-01-28 | 07:45 | 484円   |  | 豊洲店  | 飲料  |
| Z9213 | 48歳 | 2020-01-28 | 09:55 | 560円   |  | 霞が関店 | 食品  |
| W8712 | 33歳 | 2020-01-27 | 22:30 | 9,550円 |  | 銀座店  | 日用品 |
| ...   |     |            |       |        |  |      |     |

③ クレジット番号を削除

※ その他の項目はそのまま

## 4-5-3. 匿名加工情報に係る規律

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に、平成27年改正により制度が導入された。

### 匿名加工情報の作成基準

- 匿名加工情報の作成に当たっては、**委員会規則で定める基準**に従うことが必要。（法第43条①）

### 安全管理措置等

- 匿名加工情報を作成する際に**加工の対象となった個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報**について、漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずることが必要。（法第43条②）
- 安全管理のために必要かつ適切な措置、苦情の処理その他の**匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない**。（法第43条⑥・46条）

### 作成・提供時の公表・明示

- **匿名加工情報を作成した際には、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報項目の公表**が必要。（法第43条③）
- **匿名加工情報を第三者に提供する際には、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報項目及び提供の方法についての公表と、当該第三者に対する提供する情報が匿名加工情報である旨の明示**が必要。（法第43条④・第44条）

### 識別行為の禁止

- 匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、**匿名加工情報と他の情報との照合等をしてはならない**。（法第43条⑤・法第45条）

# 4-5-4. 匿名加工情報の加工基準（イメージ）

匿名加工情報の加工基準：  
（法第43条①、施行規則第34条）

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除すること
- ② 個人識別符号の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案した適切な措置を講ずること

※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。

※ 「匿名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「匿名加工情報の作成」には該当しない。

顧客属性データ

| ID     | 氏名    | 性別 | 生年月      | 郵便番号     | 住所      | 定期情報       |            |      |        |
|--------|-------|----|----------|----------|---------|------------|------------|------|--------|
|        |       |    |          |          |         | 定期券開始日     | 定期券終了日     | 定期発駅 | 定期着駅   |
| 234899 | 田中 一郎 | 男  | 1972年4月  | 231-0037 | 神奈川県横浜市 | 2016年12月1日 | 2017年5月30日 | 関内   | みなとみらい |
| 234900 | 佐藤 幸子 | 女  | 1993年12月 | 273-0031 | 千葉県船橋市  | 2017年1月4日  | 2017年4月3日  | 西船橋  | 東京     |
| 234901 | 鈴木 博  | 男  | 1963年8月  | 131-0045 | 東京都墨田区  | —          | —          | —    | —      |

ICカード利用データ

| ID     | 処理名称 | 年月日        | 時間    | 利用駅種別    | 改札口 | 入場駅    | 出場駅    | 利用額 | 残額     |
|--------|------|------------|-------|----------|-----|--------|--------|-----|--------|
| 234899 | 出場   | 2016/12/17 | 9:30  | SF入場SF出場 | A6  | 関内     | 鎌倉     | 780 | 25,000 |
| 234899 | 出場   | 2016/12/17 | 14:20 | SF入場SF出場 | A5  | 鎌倉     | 江の島    | 300 | 24,700 |
| 234899 | 入場   | 2016/12/18 | 15:00 | SF入場SF出場 | B3  | 江の島    | 関内     | 900 | 23,800 |
| 234899 | 入場   | 2016/12/20 | 17:45 | SF入場SF出場 | C4  | みなとみらい | 元町・中華街 | 150 | 23,650 |



顧客属性データ

| 仮ID     | 性別 | 年代  | 居住エリア   | 定期情報 |        |
|---------|----|-----|---------|------|--------|
|         |    |     |         | 定期発駅 | 定期着駅   |
| 6c622db | 男  | 40代 | 神奈川県横浜市 | 関内   | みなとみらい |
| f5df429 | 女  | 20代 | 千葉県船橋市  | 西船橋  | 東京     |
| a77dc8f | 男  | 60代 | 東京都墨田区  | —    | —      |

ICカード利用データ

| 仮ID     | 処理名称 | 年月日        | 時間            | 入場駅 | 出場駅 |
|---------|------|------------|---------------|-----|-----|
| 6c622db | 出場   | 2016/12/17 | 9時30分～9:59分   | 関内  | 鎌倉  |
| 6c622db | 入場   | 2016/12/17 | 14時00分～14時29分 | 鎌倉  | —   |
| 6c622db | 出場   | 2016/12/17 | 15時00分～15時29分 | 鎌倉  | 江の島 |
| 6c622db | 入場   | 2016/12/18 | 8時30分～8時59分   | 江の島 | —   |

# 4-6. 個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元（A社）では個人データに該当しないが、提供先（B社）において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。（§31）

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データと  
なることが想定される場合は  
原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

- |   |                     |
|---|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス...    |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...  |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍...      |

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐付いた個人データを保有。

個人データ

| 氏名   | 年齢  | ID等 |
|------|-----|-----|
| 山田一子 | 55歳 | 1   |
| 佐藤二郎 | 37歳 | 2   |
| 鈴木三郎 | 48歳 | 3   |
| 高橋四郎 | 33歳 | 4   |



個人データ

| 氏名   | 年齢  | ID等 | 購買履歴                |
|------|-----|-----|---------------------|
| 山田一子 | 55歳 | 1   | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 佐藤二郎 | 37歳 | 2   | 紅茶、サンドイッチ、アイス...    |
| 鈴木三郎 | 48歳 | 3   | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...  |
| 高橋四郎 | 33歳 | 4   | 時刻表、デジカメ、書籍...      |

A社から提供されたデータを  
ID等を使って自社内の  
個人データと結合

## 4-7. 域外適用

- 平成27年改正法（平成29年5月全面施行）では、域外適用の規定が新たに導入されるとともに、外国執行当局への必要な情報提供に関する規定も整備された。
- 個人情報保護委員会は、これらの規定に基づき、外国執行当局とも連携しつつ、日本にある者に対してサービス等を提供する外国事業者に対しても、必要な対応を行っているところ。
- 令和2年改正法（令和4年4月施行）により、外国事業者に対する罰則担保のある報告徴収・命令も可能になった。

### ① 域外適用に関する規定

- ✓ 日本にある者に対する物品、サービスの提供に関連して、日本にある者を本人とする個人情報等を取得した外国にある個人情報取扱事業者等にも個人情報保護法が適用される（法第171条）

### ② 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

- ✓ 外国の事業者が日本にある者の個人情報を不適切に取り扱った場合に、外国の執行当局が外国の法令に基づく執行をすることができるよう、必要な情報提供を行うことができる（法第172条）
- ✓ 国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）に正式メンバーとして参加。
- ✓ 外国の執行当局との連携・協力に向けた体制づくりを実施。



## 4-8. 適用除外

○個人情報取扱事業者のうち、次に掲げる者が、それぞれ定められた目的で、個人情報等を取り扱う場合は、法第4章の適用除外とされている。(57条)

☑ **放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関**

⇒**報道**の用に供する目的

☑ **著述を業として行う者**

⇒**著述**の用に供する目的

☑ **宗教団体**

⇒**宗教活動**の用に供する目的

☑ **政治団体**

⇒**政治活動**の用に供する目的

【以下は、令和3年改正法により、法第4章が適用されつつ、義務ごとの例外規定として精緻化】

**大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者  
(学術研究機関等)**

⇒**学術研究**の用に供する目的

## 4-9-1. 学術研究例外と学術研究機関等の責務①

### ■ 学術研究機関等（法第16条第8項・ガイドライン（通則編）2-18）

➤ 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国公立・私立大学、公益法人等の 研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

### ■ 「学術研究目的」（ガイドライン（通則編）2-19）

- 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

## 4-9-2. 学術研究例外と学術研究機関等の責務②

### 学術研究例外

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、**例外規定**が適用される。
  - **利用目的による制限**（法第18条第3項第5号及び第6号・ガイドライン（通則編）3-1-5）
  - **要配慮個人情報の取得の制限**  
（法第20条第2項第5号及び第6号・ガイドライン（通則編）3-3-2）
  - **個人データの第三者提供の制限**  
（法第27条第1項第5号、第6号及び第7号・ガイドライン（通則編）3-6-1）
  - **外国第三者への提供制限**（法第28条・ガイドライン（外国第三者提供編））
  - **第三者提供時の確認・記録義務**  
（法第29条及び第30条・ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編））
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

## 4-9-3. 学術研究例外と学術研究機関等の責務③

### 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、**その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。**（法第59条・ガイドライン（通則編）7）
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第149条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

## **5. 個人情報保護委員会による監視・監督等**

---

# 5-1. 個人情報保護委員会とは

- 個人情報保護委員会は、**個人情報の保護に関する法律**（平成15年法律第57号）に基づき、**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護**するため、**個人情報の適正な取扱いの確保**を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる3条委員会であり、権限の行使に当たっては、**高い独立性と政治的中立性が担保**されている。

## 【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は  
個人情報保護委員会が所管

民間事業者

行政機関

(令和4年4月～)

独立行政法人等

(令和4年4月～)

地方公共団体等

(令和5年4月～)

監視・監督

## 個人情報保護委員会

個人情報保護に関する  
基本方針の策定・推進

監視・監督等

国際協力

苦情あつせん

広報啓発

※令和3年改正法により、公的部門と民間部門の法制を一元化。

## 【マイナンバー法関係】

マイナンバー法はデジタル庁が所管

民間事業者

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

監視・監督

## 5-2. 個人情報保護委員会による監視・監督①

- 令和3年改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。
  - ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
  - ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視・監督権限を有する。
  - ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
  - ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
  - ✓ 各行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

### 民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視・監督の対比<sup>※</sup>

|       | 民間事業者      | 行政機関<br>独立行政法人等                             | 地方公共団体の機関<br>地方独立行政法人   |
|-------|------------|---|-------------------------|
| 報告徴収  | 報告・資料提出の求め | 資料提出・説明の求め<br>〔行個法では、総務大臣による<br>資料提出・説明の求め〕 | 資料提出・説明の求め<br>(法律の規定なし) |
| 立入検査  | 立入検査       | 実地調査<br>(行個法には、規定なし)                        | 実地調査<br>(法律の規定なし)       |
| 指導・助言 | 指導・助言      | 指導・助言<br>(行個法では、総務大臣による意見の陳述)               | 指導・助言<br>(法律の規定なし)      |
| 勧告・命令 | 勧告・命令      | 勧告<br>(行個法には、規定なし)                          | 勧告<br>(法律の規定なし)         |

※ 括弧内は、令和3年改正法の施行前の状況。

※ 行政機関個人情報保護法（行個法）及び独立行政法人等個人情報保護法（独個法）の下においても、委員会は、非識別加工情報関係の規律に関して、行政機関及び独立行政法人等に対して、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言、並びに勧告の権限を有していた。

## 5-3. 個人情報保護委員会による監視・監督②

### 施行の状況の報告

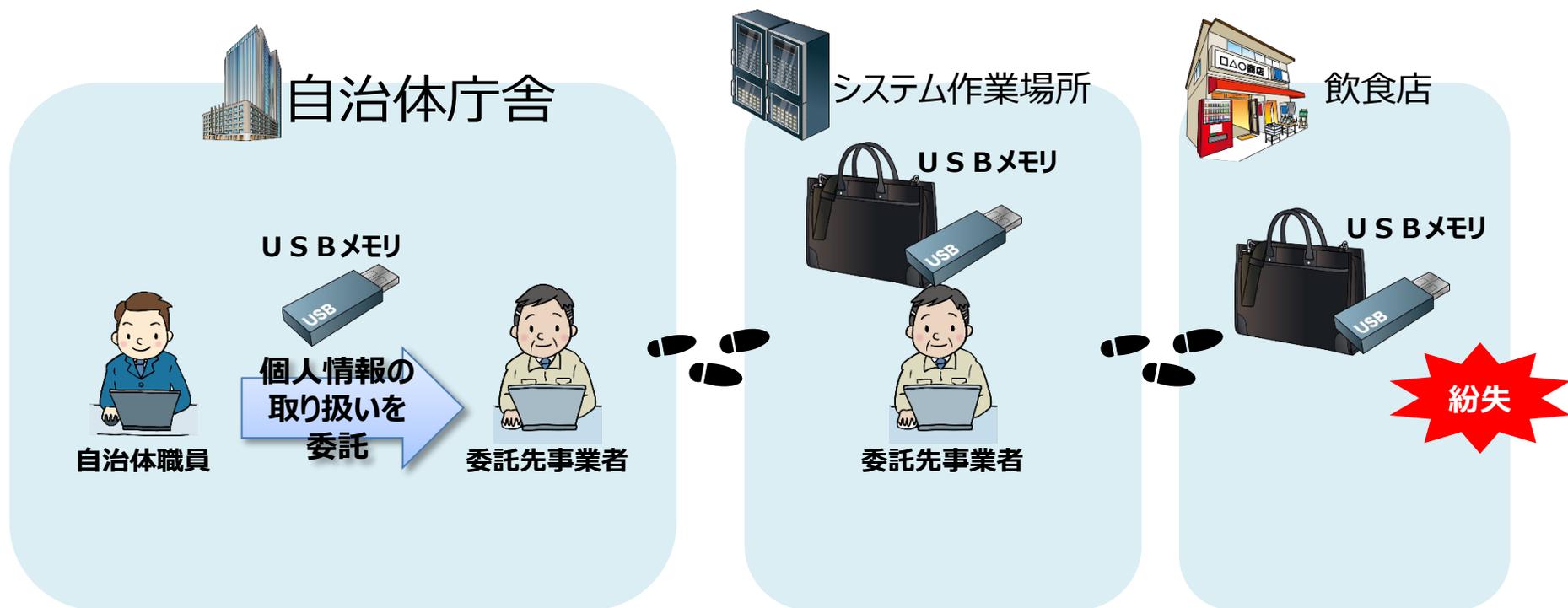
- 委員会は、各行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人から、法律の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表する。（法第165条）
  - 委員会による行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人における法の施行状況の把握は、監視措置の実効性を担保するために不可欠であり、また、法の施行状況等を広く国民に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることは個人情報の保護に資するものであることから、行政機関等及び同項各号に掲げる法人においては、委員会に対して必要な情報を正確に報告することが求められる。

## **6. 個人情報の適正な取扱いについて**

---

# 事例①：USBメモリの紛失

ある自治体から委託された事業者において、住民基本台帳等の保有個人情報記録されたUSBメモリを、システム作業のために作業場所に持ち運び、作業後に飲食店へ立ち寄ったところ、帰宅途中に紛失してしまった。



# 事例①：USBメモリの紛失

## 注意POINT

- USBメモリ等の電子媒体を安全に利用又は持ち運ぶための規律や手順を整備し、実際に事業者においてルール通りに運用されているか確認する必要がある。
- USBメモリは大量のデータを保存でき、持ち運びも簡単であることから、紛失した際の影響も甚大となる。そのため、電子媒体の利用を必要最小限にするような体制・規律・制御を検討することも重要。

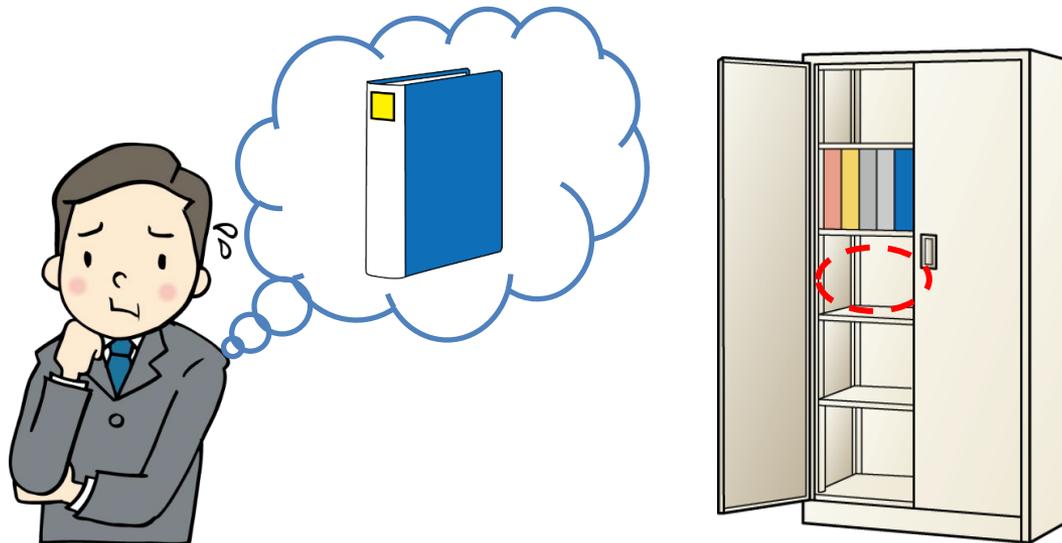
## 防止策

- 安全に持ち運ぶための規律や方法手順を整備する。
  - 庁舎外への持出を利用記録簿等で把握し、運搬には鍵付きかばん等を使用する。
  - 紛失した際の漏えいを防ぐため、データの暗号化を行う。
- 利用を必要最小限にするような体制・規律・制御を検討する。
  - どうしても利用が必要であれば、電子媒体を管理者が管理し、作業完了したらデータを消去するなどルールを策定する。
- 委託先の監督を適切に行う。
  - 委託先に対し、少なくとも年1回以上、実地検査等を実施する。
  - 委託先の保有個人情報取扱状況を確認し、不備が認められれば改善させる。

## 事例②：文書の紛失、誤廃棄

書棚の整理の際に、職員から提出された個人情報記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した。

※年度末の不要文書の廃棄作業の際に、誤廃棄したと思われる。



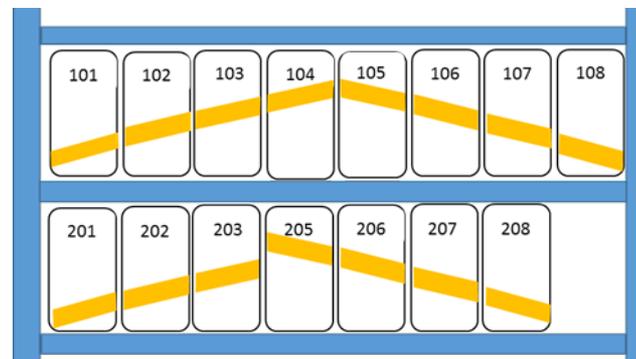
## 事例②：文書の紛失、誤廃棄

### 注意POINT

- 文書の紛失、誤廃棄についても、誤交付と同様に単なる個人の不注意と考えるのではなく、組織的な対策を検討することが重要。

### 防止策

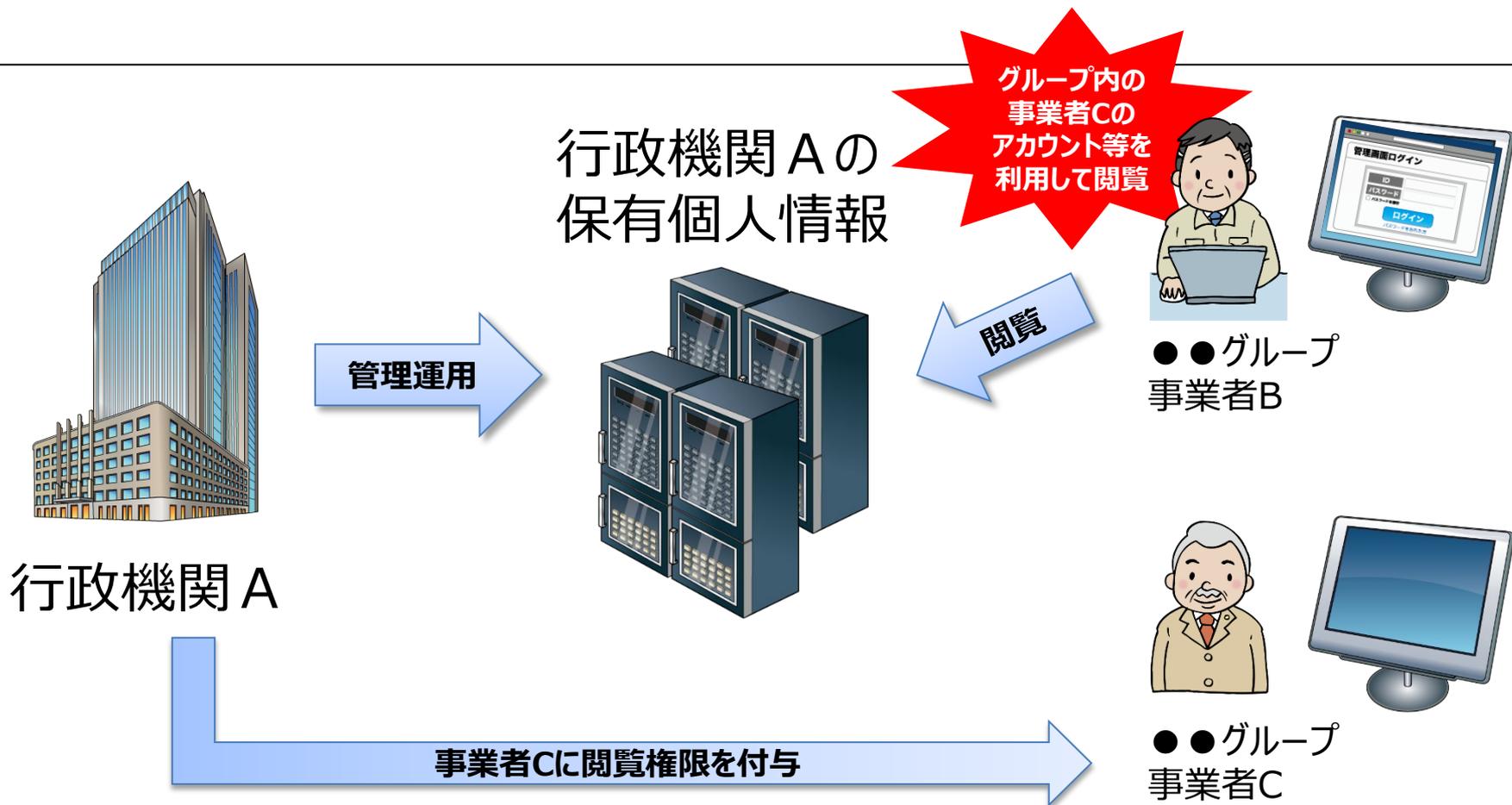
- 不要な文書を廃棄する際に、他の文書が混入していないか複数人でチェックする。
- 必要な文書と不要な文書が混在しないように場所を明確に分けて保管する。利用を必要最小限にするような体制・規律・制御を検討する。
- 文書を廃棄する際には廃棄の記録を残す。外部に廃棄を委託する場合は、証明書等により廃棄の確認をする。
- 書庫に保管されている書類の背表紙に連続した模様を付すことにより、書類が全てそろっていることを容易に確認できる。



# 事例③：システム内の保有個人情報の漏えい

ある行政機関が、特定分野の事業者に関する情報を一元管理するためにシステムを管理運用している。

ある事業者が、グループ内の別の事業者に付与されたシステムアカウントのID及びパスワードを利用してシステム内の保有個人情報を閲覧し、保有個人情報の漏えいが生じた。



## 事例③：システム内の保有個人情報の漏えい

### 注意POINT

- アカウントID及びパスワードの管理について、事業者に適切な指示等をすべき。また、その管理を担当課室の一部職員任せとしないことが重要。
- システムのアクセスログを保存するだけでは不十分。
- 監査については、事業者の利用状況を確認すべき。また、監査担当部署は、監査対象の担当課室による自己点検の内容確認だけでなく、証拠書類の確認や実地による確認も必要。

### 防止策

- システムのアカウントID及びパスワードについて、パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、定期的にパスワードを変更し、又は事業者に対して定期的にパスワードの変更について指示を行う。
- システムのアクセスログを定期的に分析する。
- システム内の保有個人情報の管理状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査を行うとともに、監査においては証拠書類の確認等を行う。